

桐生大学短期大学部

令和元年度（平成31年）

桐生大学短期大学部

自己点検・評価報告書

令和2年度 11月

桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会

目次

自己点検・評価報告書.....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	20
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....	21
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	21
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証].....	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....	27
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	35
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....	52
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	52
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	61
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	65
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	66
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....	69
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	70
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	71
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	74
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】.....	77

1. 自己点検・評価の基礎資料

(a) 学校法人及び短期大学の沿革

桐生大学及び桐生大学短期大学部を設置する桐丘学園は、明治34年桐生市に設立された桐生裁縫専門女学館を礎とし、21世紀の幕開けと同時に創立百十年を超える歴史と伝統のある総合学園である。創立者は明治の女性でありながら当時の社会通念を超えた「女性の経済的自立」をめざして、高い教養と確かな技術の修得を实践する教育を施し、「社会に出て役立つ人間」である地域産業を支える多くの人材を世に送り出してきた。現在この建学の精神は、「実学実践」という学園の教育方針の中に脈々と受け継がれている。

学園の高等教育機関は、昭和38年に桐丘女子短期大学が設置されて以来、今日の桐生大学及び桐生大学短期大学部に至るまで建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」を基礎として、常に社会の変化に対応し時代が求める人材の育成を図るための教育を实践してきた。平成20年に設置された桐生大学では「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」を教育理念とし、同年名称変更した桐生大学短期大学部は、「専門知識・技術を身につけ、スペシャリストとして社会で活躍できる人、リーダーシップをとれる人の育成」を教育目的としている。そして、地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教育の知能を授けると共に専門原理の探究と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的としている。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指している。

学校法人沿革及び短期大学の沿革

1901年	明治34年12月	桐生女子裁縫専門女学館設立
1904年	明治37年12月	桐生裁縫女学校と改称
1934年	昭和9年2月	女子中学校として校名を桐生高等家政女学校と改称
1934年	昭和9年4月	財団法人 桐生高等家政女学校を開校
1946年	昭和21年4月	校名を桐生高等家政女学校から桐ヶ丘高等女学校と改称
1948年	昭和23年4月	学制改革により桐丘高等学校となり桐丘中学校を併置
1949年	昭和24年4月	短期速成科設置
1951年	昭和26年2月	私立学校法により財団法人桐丘学園が学校法人となる
1952年	昭和27年10月	桐丘幼稚園設立認可
1961年	昭和36年4月	桐丘学園専門部設置
1963年	昭和38年4月	桐丘女子短期大学設立、被服科新設
1964年	昭和39年4月	食物科・生活デザイン科増設
1968年	昭和43年4月	短期大学 笠懸学舎に移転

桐生大学短期大学部

1971年	昭和46年 4月	桐丘女子短期大学を桐丘短期大学と校名変更，共学とする
1988年	昭和63年 4月	食物科を生活科学科と科名変更・改組 短大創立25周年記念事業9号館新築工事着工(8月)
1989年	平成元年 4月	桐丘短期大学を桐生短期大学と校名変更・定員増 生活科学科100名，生活デザイン科60名 桐丘高等学校を桐生第一高等学校と校名変更 桐丘幼稚園を桐生短期大学附属幼稚園と園名変更 短大創立25周年記念事業・校舎落成式挙行
1990年	平成 3年 4月	短期大学 学科定員増 生活科学科150名 ， 生活デザイン科80名
1994年	平成 6年 9月	新デザイン棟完成 短期大学 栄養士課程30名定員増(定員80名)
1997年	平成 9年 4月	短期大学 看護学科開設(定員80名)
2001年	平成13年 4月	専攻科(助産学専攻)新設
2002年	平成14年 4月	専攻科(助産学専攻)大学評価・学位授与機構認定
2005年	平成17年 4月	短期大学生活科学科，生活デザイン科定員減 (臨時定員増の終了) 生活科学科 100名 生活デザイン科60名
2006年	平成18年 4月	生活デザイン科からアート・デザイン学科に名称変更
2007年	平成19年 4月	専攻科(助産学専攻)定員増 定員30名
2008年	平成20年 4月	桐生大学医療保健学部(看護学科・栄養学科)開設 桐生短期大学を桐生大学短期大学部に校名変更 定員変更 生活科学科40名 桐生短期大学看護学科学生募集の停止
2010年	平成22年 3月	桐生短期大学看護学科廃止
2011年	平成23年 3月	桐生大学短期大学部専攻科(助産学専攻)廃止
	平成23年 4月	桐生大学別科助産専攻設置
	平成23年 6月	桐丘学園創立百十周年記念講演会開催
2013年	平成25年 4月	桐生大学短期大学部アート・デザイン学科定員減 変更50名

(2) 学校法人の概要

・学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

・令和元年5月1日現在（黄色地が変更箇所）

教育機関名	所在地	入学定員 （）は編入学 外数	収容定員 （）は編入学外数	在籍者数 （）は編入学外数
桐生大学短期大学部	群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 番 7	90	180	186
桐生大学	群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 番 7	140(3)	560(23)	526(4)
桐生第一高等学校	群馬県桐生市小曾根町 1-5	500	1,500	1,368
桐生大学附属中学校	群馬県桐生市小曾根町 9-17	30	90	72
桐生大学附属幼稚園	群馬県桐生市新宿 1 丁目 4 番 54 号	35	105	85

・組織図

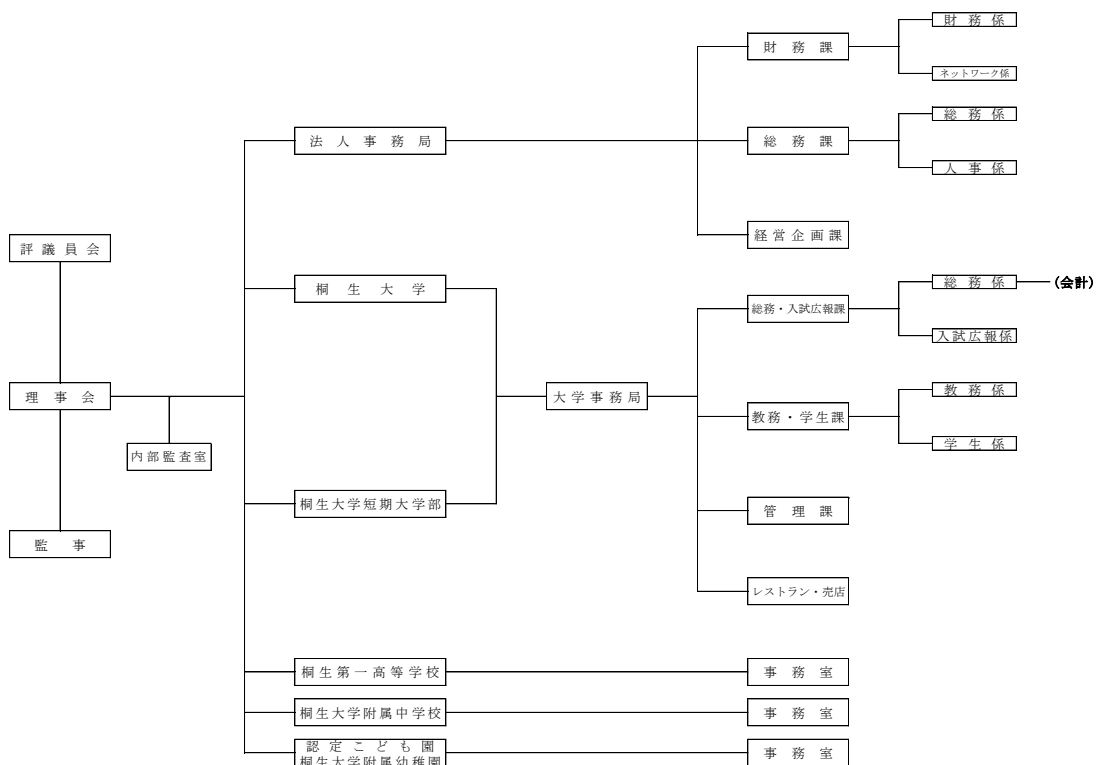


図 事務部門の組織図

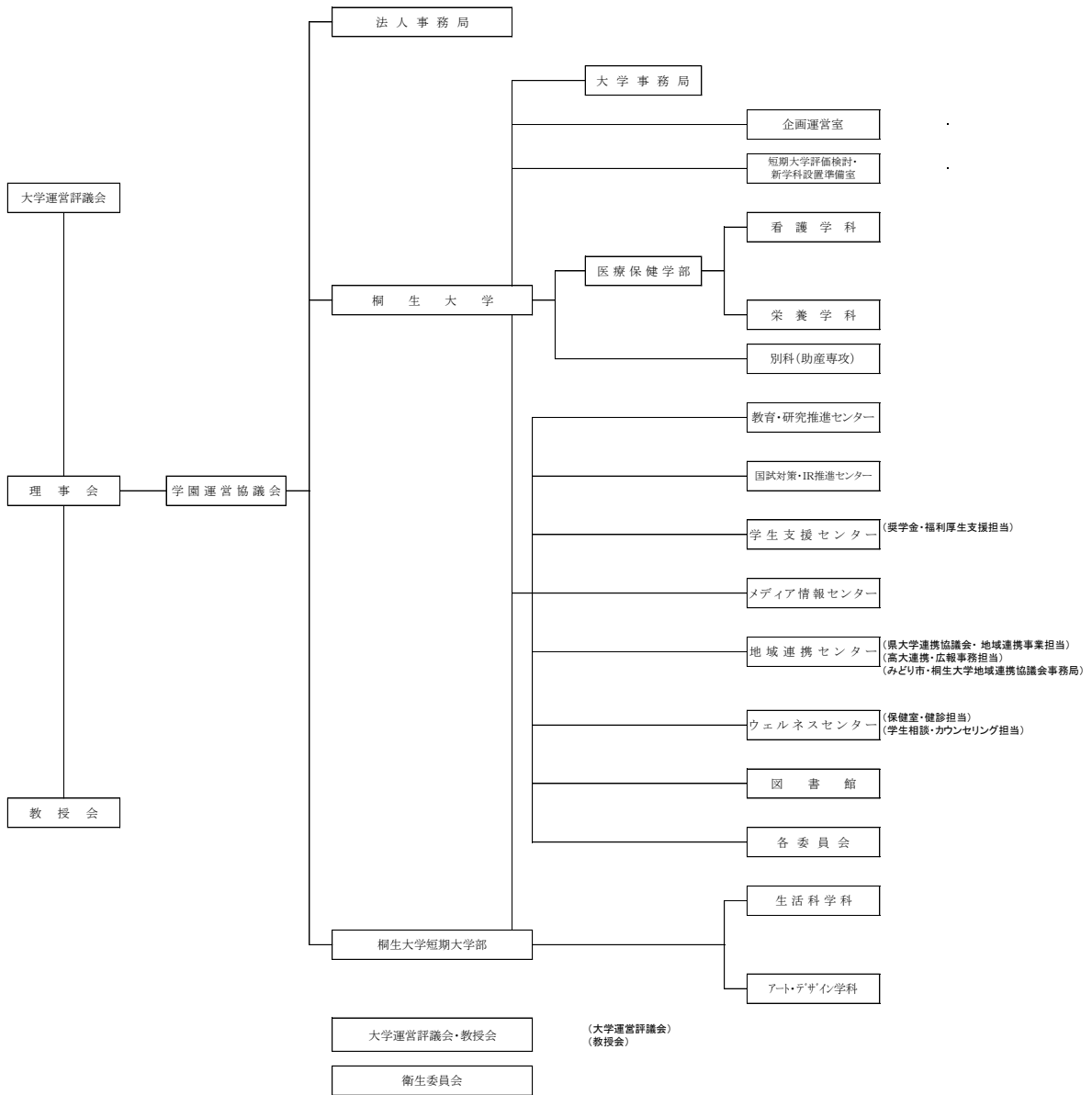


図 教学部門の組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

・桐生大学短期大学部の所在地 群馬県みどり市笠懸町阿佐美606-7

本学の所在するみどり市は、平成 18 年 3 月 27 日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併して誕生した群馬県で最も新しい市で群馬県の東部に位置している。平成 31 年 3 月での人口は 50,449 人。隣接する桐生市の人口は 114,714 人である。

桐生大学短期大学部

本学は、伊勢崎市と桐生市を結ぶ県道桐生伊勢崎線沿いにあり、自動車で伊勢崎市中心街から約 20 分、桐生市中心街から約 15 分の場所に位置している。また、北関東自動車道太田藪塚 I Cからは約 5km、自動車で約 10 分のところに位置している。最寄り駅は東武桐生線阿左美駅であり、徒歩で 15 分ほどかかる。J R 両毛線桐生駅からはスクールバスで約 25 分程度かかる。

■学生の入学動向

本学の学生の出身地は、群馬県・栃木県の出身者が圧倒的に多い。2 県以外では隣接する新潟、長野、埼玉（北部）を中心に学生募集を行っているが、大きな伸びは見せていない。アート・デザイン学科は近年全国的に美術系短期大学が減少していることもあり関東以外の地方・特に長野県からの入学者がやや増加している。

・学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	27年度		28年度		29年度		30年度		令和 1 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
群馬県	64	68.1	56	70	59	64.8	71	71.7	62	70.5
栃木県	14	14.9	14	17.5	14	15.4	8	8.1	14	16
茨城県	1	1.1	0	0	2	2.2	0	0	3	3.4
埼玉県	2	2.1	2	2.5	3	3.3	1	1	2	2.3
新潟県	2	2.1	0	0	5	5.5	4	4	2	2.3
長野県	1	1.1	4	5	5	5.5	11	11.1	3	3.4
東北	4	4.3	3	3.8	1	1.1	2	2	2	2.3
南関東	1	1.1	0	0	0	0	1	1	0	0
他地域	4	4.3	1	1.3	1	1.1	1	1	0	0
その他	1	1.1	0	0	1	1.1	0	0	0	0

・地域社会のニーズ

群馬県内には、国公立大学5校、私立大学9校、短期大学7校あり、東毛地区には短期大学1校と本学が所在している。本学は、地域社会との連携を図っており、入学者の70%以上が県内出身者となっている。さらに、自宅通学可能な県外地域からの学生も年々増えつつあり、特に栃木県から多くの学生が入学している。

昭和38年に短期大学設置以来、栄養関係に関しては、地域の食産業・給食施設・病院等に専門職として、多数の卒業生を輩出してきている。また、デザイン関係については、大学が位置する地域が織物の町桐生であったことから、当初は主にファッションやインテリア関係の人材、いわゆる生活デザイン分野における担い手の育成が中心であった。しかし、近年においては、アート、デザイン分野の多様化に伴い、地域社会のニーズだけではなく、学びの多様化に答える教育内容に変化してきた。特に絵画、イラスト、マンガなど作家志向の学生が増加してきており、地域社会とニーズが一致していない状況であった。そのような状況を変えていく試みとして、デザインやアートを学ぶ学生が地域社会でどのように役に立つかをリサーチする講座「フィールドワーク授業」を開講した。学生は自分のスキルが地域社会でどのように役立つかを考え、知ることにより、将来の進路について幅広く思考するきっかけとなっている。また地域社会においてもアートやデザインを学んだ学生が一般企業など様々な業務においても貢献できる人材であることが浸透してきており、今後ますます地域社会でのニーズが高まるものと期待している。

・地域社会の産業の状況

生活科学科は地域の食産業・給食施設・病院等に専門職として、多数の卒業生を輩出してきている。就職率はほぼ100%を毎年達成しており、地域でのニーズは高い。アート・デザイン学科では、特にデザイン分野においては近年の景気回復に伴って印刷会社、デザイン事務所など地域での採用が増加傾向にあり就職率も向上してきている。芸術系の学生は作家希望者と一般職への就職希望者が多い傾向にあるが、アート・デザインのスキルを持った学生が一般の会社でも有用であることが認知されるように、学科をあげて取り組んでいる。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>評価領域VI 研究</p> <p>○ 当該短期大学独自の刊行であった紀要が、併設大学と合同の刊行に変更された。同紀要が短期大学部教員の研究発表の場としても十分に活用されることを期待したい。</p>	<p>紀要投稿規程を改訂し、年度ごとの投稿最終期限のみを設定し、またネット上での投稿を可能とした。さらに、教育研究学生指導等活動報告書を毎年度末に提出するよう義務づけていたが、昇任昇格の一つの要素とすることを告知し、より一層の研究活動を促した。</p>	<p>教育研究学生指導等活動報告書で客観的な自己評価を継続して実施することが定着してきているため、研究活動は活発化してきているが、紀要については、なかなか有効活用できていない。</p>
<p>評価領域VIII 管理運営</p> <p>○ 「大学運営評議会」の設置については根拠を明らかにし、また各種委員会については学則及び教授会規程に明確に規定して運営されたい。</p>	<p>「大学運営評議会」については、学則に根拠規定を置いた(第48条)。委員会については、学則第49条第4項に「教授会はその任務の一部を、教授会により設置が認められた各委員会に付託することができる」という規定を置いた。</p>	<p>学則の規定通り運営し、適切にその機能を果たしている。</p>
<p>評価領域VIII 管理運営</p> <p>○ 理事会、評議員会の欠席者に対しては一括の委任状を提出させるのではなく、審議事項ごとにその賛否を記載した委任状を提出させて議事を進めるように改められたい。</p>	<p>理事会、評議員会の欠席者に対しては審議事項ごとにその賛否を記載した委任状を提出させて議事を進めている。</p>	<p>対策通り実施し、欠席者の意思も明確に反映できるようになっている。</p>
<p>評価領域IX 財務</p> <p>○ 余裕資金があるものの、短期大学部門及び学校法人全体の収支バランスの改善が望まれる。</p>	<p>短期大学部赤字収支を改善するために、年間経費についての見直しや、定員確保のための広報活動、新学科や新コースについて幅広く検討している。</p>	<p>一部経費削減などは実施され成果があったが、定員が充足しなかったことで大きな改善に至らなかった。</p>

- 上記以外で、改善を図った事項について
特になし
- 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
該当なし。

(6) 学生データ

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
※学科・専攻課程ごとに、評価実施年度を含む過去5年の学校基本調査のデータを示す。

入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	備考
生活科学科	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	41	39	34	42	34	
	入学定員充足 (%)	102	97	85	105	85	
	収容定員	80	80	80	80	80	
	在籍者数	82	80	70	76	75	
	収容定員充足 (%)	102	100	87	95	94	
アート・デザイン学科	入学定員	50	50	50	50	50	
	入学者数	53	41	57	57	55	
	入学定員充足 (%)	106	82	114	114	110	
	収容定員	100	100	100	100	100	
	在籍者数	97	92	98	111	111	
	収容定員充足 (%)	97	92	98	111	111	

※下記②～⑥について、学科・専攻ごとに、評価実施の前年度を起点とした過去5年の学校基本調査のデータを示す。

②卒業生数（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活科学科	41	41	37	33	41
アート・デザイン学科	44	50	41	53	54

③退学者数（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活科学科	0	2	0	2	0
アート・デザイン学科	2	1	3	2	4

④休学者数（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活科学科	0	0	0	1	0
アート・デザイン学科	0	0	0	1	1

⑤就職者数（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活科学科	40	38	35	31	37
アート・デザイン学科	25	27	25	44	30

⑥進学者数（人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活科学科	1	2	2	1	4
アート・デザイン学科	10	5	11	10	12

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

■ 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に応じ て定める専任教 員数〔ロ〕	設置基 準で定 める教 授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
生活科学科	2	1	1	2	6	5		2	3	9	家政
アート・デザイン学科	2	3	1	0	6	5		2	1	13	美術
(小計)	4	4	2	2	12	10		4	4		
[その他の組織等]	—	—	—	—	—						
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	4	4	2	2	12		13	4	4		

■ 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	15	5	20
技術職員	—	—	—
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	—	1
その他の職員	0	0	0
計	16	5	21

桐生大学短期大学部

※桐生大学と共通

■ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
	校舎敷地	1665.63	8368.11	8690.50	18724.24	1800	38.16	桐生大学と共用
	運動場用地		9628.46		9628.46			桐生大学と共用
	小計	1665.63	17996.57	8690.50	28352.70			桐生大学と共用
	その他		6720.30		6720.30			桐生大学と共用
	合計	1665.63	24716.87	8690.50	35073.00			桐生大学と共用

■ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
校舎	1,665.63	6296.18	8690.50	16652.31	3,650	桐生大学と共用

■ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
8	3	6	2	1

■ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
12

■ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
生活科学科	3,504[111]	9[0]	0	12	0	0
アート・デザイン学科	1,158[22]	0	0	54	0	0
共通	23,002[2,871]	0	0	668		
計	27,664[3,004]	9[0]	0	734	0	0

桐生大学短期大学部

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
	1,344	190	500,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,275		

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ ・ 学生生活ハンドブック
2	教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ ・ 学生生活ハンドブック ・ 大学案内
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ ・ 大学案内
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ ・ 大学案内 ・ 学生募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学ホームページ ・ 大学案内

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 及び監査報告書	・ 大学ホームページ ・ 大学報

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（令和元年度）

■ 学習成果をどのように規定しているか。

各学科の到達すべき学習成果は、ディプロマ・ポリシーに盛り込まれており、それは本学の建学の精神、教育目的・目標をもとに規定されている。ディプロマ・ポリシーに求める知識・技能に到達しうるように、カリキュラム・ポリシーが定められており、教育課程は、それに基づき体系的に編成されている。各教科目の教育課程による位置づけ、必要な学習成果については、シラバスにおいて、確認することができるようになっている。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

生活科学科の学習成果については、「人間のからだ」「食品」「栄養」「食文化」に関する知識・技能を体系的に学習し、栄養士として必要な知識・技能を身につけたかを確認する必要がある。1年次前期・後期それぞれの段階の学生の単位修得状況を基にして、助言や補講による個別指導をして、段階的に学習成果を検証している。2年次には栄養士専門科目の統合した内容を包含した校外実習を通じて実践的な栄養士業務の知識と技術の向上と充実を図っている。また、2年次には、基礎ゼミ・専門ゼミの担当教員が「人間のからだ」「食品」「栄養」「食文化」の各分野において、少人数の学生グループに対して、夫々の分野に関する知識・技能を高めていく指導を行っている。その中で、個別指導を実施しながら就職に連携した指導も行っている。

アート・デザイン学科の学習成果については、学生が専門分野の知識・技能を習得していく中で、1年次前期・後期、2年次前期、それぞれの段階の単位取得状況および担任による個別の助言や指導を実施し、段階的に把握している。学生の各段階での学習成果の状況は、学科内で共有している。2年次後期には卒業制作において専門担当の教員が、学生がこれまでの学びで得た知識・技能の成果を個別に検証し、最終的な学習成果を学科内の全教員で検証し、2年間の学習に問題点があれば次年度の教育内容の見直しや修正をしていく体制となっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（令和元年度）

■ オフキャンパス

- ・海外研修旅行（両学科）
- ・都内美術館研修（アート・デザイン学科）
- ・フィールドワーク授業
（地域の企業や病院、公的機関などと連携する授業：アート・デザイン学科）
- ・学外研修授業（美術館などでの研修：アート・デザイン学科）
- ・インターンシップ授業（アート・デザイン学科）
- 遠隔教育（実施していない）
- 通信教育等（実施していない）
- その他の教育プログラム（実施していない）

(11) 公的資金の適正管理の状況（令和元年度）

・公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の使用については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、「桐生大学・桐生大学短期大学部における公的研究費の管理・監査に関する規程」を制定し、適正に管理している。

(12) 理事会・評議員会の開催状況平成31（令和元）年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況	
	定員	現員(a)		実出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数		
理 事 会	人 6～9	人	5	令和元年5月10日 13:30～14:00	5	100.0%	0	1 / 2
		6	6	令和元年5月27日 13:30～14:20	6	100.0%	0	2 / 2
		6	6	令和元年9月20日 13:30～14:30	4	66.7%	2	1 / 2
		6	6	令和元年12月17日 13:30～14:30	6	100.0%	0	2 / 2
		6	6	令和2年1月24日 13:30～14:30	5	83.3%	1	1 / 2
		6	6	令和2年3月24日 13:30～15:00	6	100.0%	0	2 / 2

桐生大学短期大学部

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		実出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評 議 員 会	人 13 ~ 19	人 14	令和元年5月10日 13:00 ~ 13:25	人 13	% 92.9%	人 1	1 / 2
		14	令和元年5月27日 13:00 ~ 13:25 14:25 ~ 14:55	10 10	71.4% 71.4%	4 4	2 / 2 2 / 2
		14	令和元年9月20日 11:00 ~ 12:00	9	64.3%	5	1 / 2
		14	令和元年12月17日 11:00 ~ 12:00	10	71.4%	4	2 / 2
		14	令和2年1月24日 11:00 ~ 12:00	9	64.3%	5	1 / 2
		15	令和2年3月24日 11:00 ~ 12:30	14	93.3%	1	2 / 2

(13) その他(特になし)

2. 自己点検・評価の組織と活動

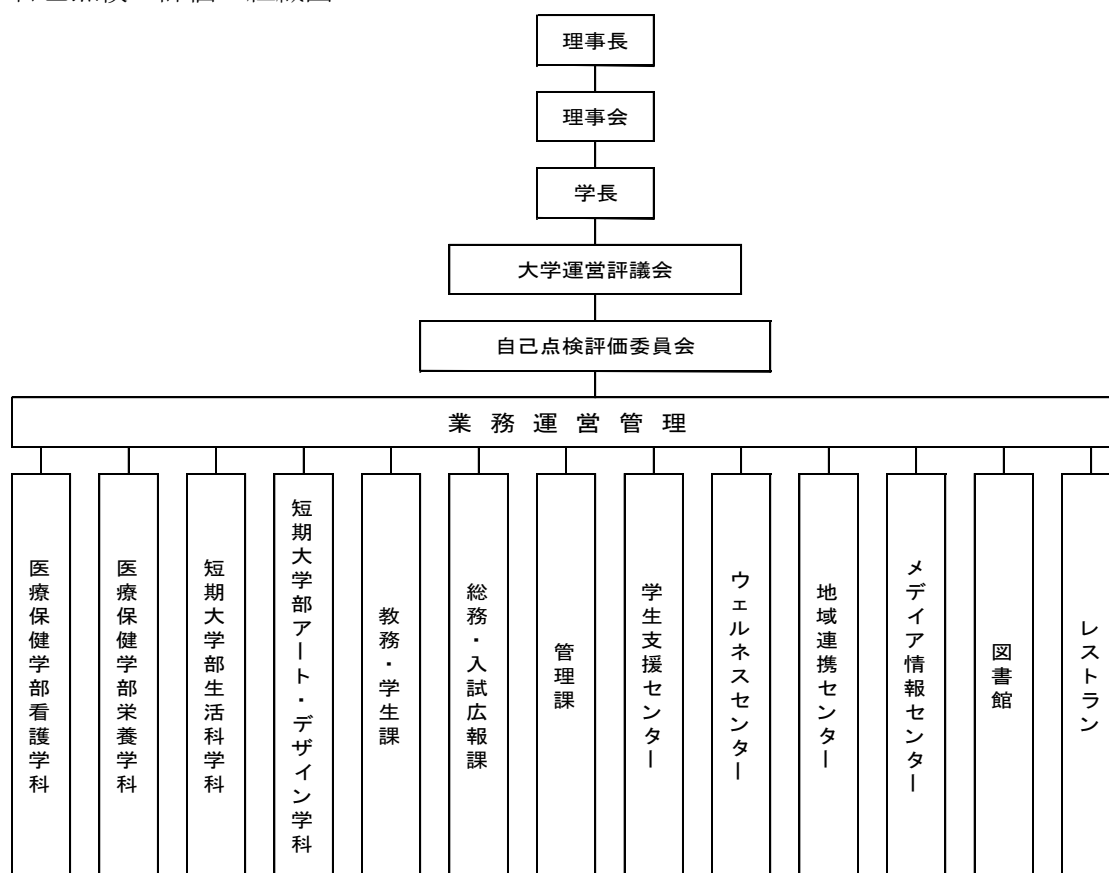
・自己点検・評価委員会（担当者、構成員）（令和元年度）

委員長	松原 直樹	医療保健学部看護学科
委員	小松原洋生	短期大学部アート・デザイン学科
委員	中島 君恵	短期大学部生活科学科
委員	宮原 公子	医療保健学部栄養学科
委員	榮 昭博	医療保健学部栄養学科
委員	野沢 弘子	医療保健学部栄養学科
委員	三木 園生	医療保健学部看護学科
委員	木村 裕子	別科 助産学専攻
委員	神保 歩久人	事務局教務・学生課

・自己点検・評価委員会（担当者、構成員）（令和2年度）

委員長	榮 昭博	医療保健学部栄養学科
委員	橋本 まさ子	短期大学部生活科学科
委員	橋爪 博幸	短期大学部生活科学科
委員	小松原洋生	短期大学部アート・デザイン学科
委員	寺村 サチコ	短期大学部アート・デザイン学科
委員	宮原 公子	医療保健学部栄養学科
委員	荒井 勝己	医療保健学部栄養学科
委員	関谷 果林	医療保健学部栄養学科
委員	高橋 美砂子	医療保健学部看護学科
委員	吉田 幸枝	医療保健学部看護学科
委員	黒澤 やよい	別科 助産学専攻
委員	松永 まどか	事務局 教務・学生課
委員	神保 歩久人	事務局 教務・学生課

・自己点検・評価の組織図



本学は、桐生大学・桐生大学短期大学部自己点検評価委員会（以下「同委員会」という。）を置いている。同委員会は、学長から指名された教員が委員長となり評価連絡調整責任者（ALO）および学長が推薦した者から構成される。同委員会では、各部門より提出された報告書および資料を取りまとめ、必要があれば、直接資料の収集を行い、また各部門長よりヒアリングを行う。さらに、「教育・研究推進センター」より、年度末に各教員が提出した「教育・研究・学生指導等活動報告書」の全体概要や特記事項についての情報提供を受ける。それらの提出資料及び情報を基に、委員会で自己点検評価結果のとりまとめを行うこととなっている。同委員会で合意を得た評価結果については、直近の大学運営評議会に報告され、審議を得て、学長に提出されることとなる。自己点検および評価の結果は、大学運営評議会に報告され審議を経て各部署に指示される。また、大学ホームページにて学内外に広く公開される。

自己点検評価の基礎となる「業務運営管理定期点検報告書」「教育・研究・学生指導等活動報告書」は適切に実施されており、「自己点検評価委員会」及び「大学運営評議会」の審議も適切に行われており、組織が十分に機能している。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録

○開催状況

自己点検、自己評価委員会

第1回 令和2年4月13日

第2回 令和2年11月10日

第3回 令和2年11月24日

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

建学の精神、教育方針などは教育の効果を踏まえて、自己点検・評価活動において確認するとともに、大学運営評議会、理事会などにおいても確認している。建学の精神の継承並びに教育方針に基づいた目的、目標の達成に向けて教育、事業の推進を図っている。建学の精神は、学校案内や、HPなどで学外に表明し、学内では、全教職員会などを通して共有している。教員は今後も、短期大学という教育機関の特性、地域性、学生のニーズ等から、絶えず各学科の教育目的・目標を捉え直していく必要がある。

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。]

(a) 基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

地域社会の職場及び日常生活の場において必要とされる人間を育成する「社会に出て役立つ人間の育成」という建学の精神の基、教育目的、目標を明確にし、達成に向けて取り組んでいる。

(b) 課題

「社会に出て役立つ人間」像を地域・社会の現状に照らして確認し、その上で人材育成の目的を設定し、教育に反映させてきている。今後も、そのような取り組みを継続するとともに、将来的に必要とされる「社会に出て役立つ人間」像を短期大学の今後の将来構想にも反映させていく必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

(b) 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

短期大学各科の教育目的・教育目標については、平成 24 年度に各学科の協議を経て、大学運営評議会で策定し、学内外に公表している。平成 25 年度以降は、学内的には学生及び教職員全員に配布する「学生生活ハンドブック」に記載し、学外的には、「桐生大学・桐生大学短期大学部学校案内」、「学生募集要項」に記載している。また、本学ホームページにも掲載し、学内外に周知徹底をはかっている。

教育目的・目標については、教務委員会で各学科の意向を尊重しながら点検を行っている。

教育目的・教育目標は以下の通りである。

[生活科学科]

私たちの生活を身近な問題から、グローバルなテーマに至るまで幅広く研究し、実践を重視して「健康」「栄養」の分野で活躍できる人材を育成する。

[アート・デザイン学科]

幅広い知識と視野の獲得、自らの関心に基づいて創作活動へ取り組むことができる力の育成、物事に対する洞察力を基礎とした創意溢れる表現力の探求を重視し、社会に貢献できる人材の育成を行う。

(b) 課題

今後も、全教職員が建学の精神を継承し、教育の目的・目標を共有し、その達成するよう取り組むとともに、学外への周知に努めていく。また、常に検証していくことも必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

[基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

(c) 基準 I-B-2 の自己点検・評価

■ 現状

建学の精神及びそれを踏まえた各学科の教育目的・目標に基づき、学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーには、学生が卒業時まで身に付けるべき教育目的・目標を達成した結果、示される学習成果が定められている。短期大学の学科ごとに学位授与の方針が明示されており、学内的には学生及び教職員全員に配布する「学生生活ハンドブック」に記載し、学外的には本学ホームページに掲載し、学内外に周知徹底はかっている。

このディプロマ・ポリシーも、教育目的・目標とあわせて、教務委員会で各学科の意向を尊重しながら点検を行っている。その結果、見直す必要がある場合には、大学運営評議会で協議することとなっている。

現在の短期大学各学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

[生活科学科]

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解している。
- ②生活科学の基礎となる衣食住に関する基本的なことがらについて、さらに生活を取り巻く社会的環境について、科学的に理解している。
- ③「人間のからだ」「食品」「栄養」に関して基本的なことがらを理解し、さらにその相互作用について、理解している。
- ④「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する学修を総合的に理解し、「健康・栄養」に係る現場で実践的に活用し、また問題を解決できる能力を修得している。

[アート・デザイン学科]

- ①生活を取り巻く環境やコミュニケーションの側面から、「人間の生活空間」について、多面的に理解している。
- ②対象の理解をもとにして表現するための知識や技能、および選択した専門分野の知識や技能を修得している。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍できるように、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を習得している。

学習成果を量的・質的データとして測定する方法として、各授業科目の成績評価、学生個人の単位修得状況を主なものとしている。2年次当初に行われる学生と担任に

よる個人面談は、単位修得状況あるいは授業への出席状況を参考にしながら実施している。また、卒業後の就職先へのインタビューや書面でのアンケートにおいても測定している。さらに、生活科学科については基礎ゼミ・専門ゼミのテーマ発表において、アート・デザイン学科については卒業制作において、学習成果を測定している。

■ 課題

教育の質を保証するため、現在取り組んでいる成績評価、単位修得状況等の確認のほか、新たな指標についても各学科や、教務委員会において検討を行う。最終的に学生一人ひとりのテーマに沿った学習成果を得る為に、個々の学習計画（履修モデルなど）を具体的に提示する方法などを検討していく必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

[基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

(d) 基準 I-B-3 の自己点検・評価

■ 現状

本学では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正等の情報については、公文書の回覧、定期的な関係官庁のホームページ等による情報収集を通じて、正確な情報を入手し、関係部署で共有し法令遵守に努めている。

生活科学科では、栄養士法および関連諸法令について、公文書の回覧、栄養士養成施設協会からの情報提供等により、必要な情報を収集し対処している。学則をはじめとする学内規程の改正に係る法令改正があった場合には、大学運営評議会で情報共有し、学内規程改正の手続きについて協議している。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、卒業時の成果（専門ゼミの評価及び卒業制作の評価）としている。

●卒業時の成果

生活科学科：

2年次に「基礎ゼミ」「専門ゼミ」で学生の興味・関心に沿って「人間のからだ」「食品」「栄養」「食文化」に関するテーマを選択し、それについての学修を総合的に行っている。専門ゼミの修了時の学科会議において、個々の学生のテーマと成果について検討し、学生の総合的な学習成果を検証している。

アート・デザイン学科：

2年次の「卒業制作」において、これまで学修した知識・技術を統合させ、自らの関心を表現するための作品制作を実施している。学生は、2年次の1月末を目処に作品を完成させ、2月上旬の卒業制作展において、学内外に作品を公表している。個々の学生作品について、知識・技術の統合がなされているか、また自己の関心が表現されているかの観点から、個々の学生の作品を評価し、その学習成果を総合的に検証している。

■ 課題

専門科目に係る知識・技術については生活科学科では「基礎ゼミ」「専門ゼミ」、アート・デザイン学科では「卒業制作」を含めた成績評価により学習成果について測定することが可能でその結果を検証することで、PDCA サイクルは成り立っているが、主に専門科目についての測定であり、基礎科目などの教養科目についての学習成果の測定とPDCA サイクルには不明確である。短大生としての教養を身につけたかどうかの質的・量的な学習成果の測定についても検討課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCA サイクルを有している。

[基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

■ 現状

本学では自己点検評価委員会を設置し、本学の教育研究活動についての調査・自己評価の実施に係る運営を行っている。各学科及び事務局から提出された自己点検報告をとりまとめ、具体的な自己評価を実施し、報告書を作成することを任としている。自己点検評価委員会による自己点検・評価に係る調査は、教育理念、各科の教育目標・目的に合致しているか、学生の満足度の高い教育となっているか等の観点を中心に実施される。自己点検評価委員会による具体的な自己点検・評価は、入試結果、在学生数、教員数、教育課程の概要、教育評価の結果等、客観的なデータに基づき実施されるが、各学科、事務局各部署、各センター等の各組織が定期的に実施する「業務運営管理」の結果や、各教員に対して原則として年度末に実施している大学での諸活動に関する自己評価結果である「教育・研究・学生指導等活動報告書」を活用して実施される。

自己点検評価委員会による自己点検・評価は、具体的な教育研究活動やその他の活動状況を明らかにするものとなっており、それにより本学の教育研究活動等に対する客観的な評価が可能となる。そして、その結果が大学運営評議会に報告され、そこでの審議及び検討により、教育研究活動の向上および運営改善につなげられている。

■ 課題

自己点検・評価で明らかとなった主要な課題は、改善を図るとともに、全教職員がより一層、自己点検・評価活動の意義及び点検・評価によって明らかになった課題に対して共有して取り組めるよう検討する。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

◇ 基準 I についての特記事項

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

3つの方針(学位授与の方針〈ディプロマ・ポリシー〉、教育課程編成の方針〈カリキュラム・ポリシー〉、入学者受け入れ方針〈アドミッション・ポリシー〉)は、それぞれホームページで公開している。これらの3つの方針は、「建学の精神」、「教育方針」、「教育目的・目標」に対応するものとなっている。学位授与の方針に示された学習成果を得られたかどうかについては、卒業に必要な単位の修得について確認するとともに、具体的な学習成果を卒業時の成果(「専門ゼミ」の評価及び「卒業制作」の評価)によって査定(アセスメント)している。

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-1の自己点検・評価

① 現状

各学科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、以下の通り定められ、学内的には「学生生活ハンドブック」に掲載し、学内外にはホームページで公開し、周知に努めている。ディプロマ・ポリシーについては、本学の「建学の精神」および「教育方針」に沿った教育活動を実践した結果、学習成果として修得されるべき最低限の質を保障するものである。策定にあたっては、「建学の精神」および「教育方針」、さらに「教育目的・教育目標」と整合性が取れるように、また学科特性・地域特性を十分に考慮しながら作業を進めた。各学科の意向を尊重した教務委員会の原案を大学運営評議会で議論した上で決定している。

【生活科学科のディプロマ・ポリシー】

- ① 私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解している。
- ② 生活科学の基礎となる衣食住に関する基本的なことがらについて、さらに生活を取り巻く社会的環境について、科学的に理解している。
- ③ 「人間のからだ」「食品」「栄養」に関して基本的なことがらを理解し、さらにそれら相互作用について、理解している。
- ④ 「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する学修を総合的に理解し、「健康・栄養」に係る現場での実践的に活用し、また問題を解決できる能力を修得している。

【アート・デザイン学科のディプロマ・ポリシー】

- ① 「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解している。
- ② 対象の理解をもとにして表現するための知識や技能、および選択した専門分野の

知識や技能を修得している。

- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍できるように、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を修得している。

② 課題

学科教育の全体として、学習成果が達成されうるかどうかの視点に加え、個々の教員がそれぞれの授業科目において、学習成果が達成されうるかどうかについての検証をさらにすすめていくようにしたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

[基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

■ 現状

各学科の教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）については、ディプロマ・ポリシーに対応するよう以下の通り定め、学内には「学生生活ハンドブック」に掲載し、学内外にホームページで公開し、周知に努めている。

[生活科学科のカリキュラム・ポリシー]

- ①私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで多角的に理解できよう「基礎科目」を配置する。
- ②家庭生活に対して、大きな影響を与える社会のさまざまな現象を科学的に理解するため、衣食住に関する基本的なことがらを学修し、さらにそれを取り巻く社会的環境 について科学的に学修することを目的とする科目を「専門科目」の中に配置する。
- ③特に栄養士に必要な知識・技術を理解していくため、「社会生活と健康」「人

体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に関する分野の科目、及びそれら相互の関係に関する科目を「専門科目」の中に配置する。

- ④基礎科目と専門科目に関する学修を統合し、社会で実践的に活用できる人材を育成するための科目を配置する。

〔アート・デザイン学科のカリキュラム・ポリシー〕

- ①アート・デザインの領域を担うものにとって必要な「人間の生活空間」についての理解、「環境」や「コミュニケーション」に関わる知識を修得するための基礎的な学習を目的とした「基礎科目」を配置する。
- ②「対象の理解をもとにした多様な表現」の体系的な学修を目的に、5分野から選択できる「専門科目」および分野を横断した共通の「専門科目」を配置する。
- ③実践的なデザイナーやアーティストとして活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、「専門科目」の中にそれまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

各学科ともに、科目を「基礎科目」と「専門科目」で区分している。生活科学科では、私たちの生活を身近な問題からグローバルなテーマまで理解できるよう「基礎科目」を配置し、衣食住に関する基本的な事柄から生活を取り巻く社会的環境までを取り扱う「専門科目」では家庭生活に対して影響を与える社会現象を科学的に学習できるように位置づけている。さらに、基礎科目と専門科目に関する学修を統合する科目として、「基礎ゼミ」「専門ゼミ」「生活と社会」等を配している。

アート・デザイン学科では、「環境」や「コミュニケーション」の側面から、「人間の生活空間」について多面的に理解できるよう「基礎科目」を配置し、「専門科目」では対象の理解を表現するための共通の知識・技術を学修し、さらに学生が選択した分野の表現のための知識・技術を学修できるようにしている。さらに、それまでの学習を統合・発展させる科目を専門科目に配して、その成果を「卒業制作」としてまとめることとしている。統合させる科目のひとつである「フィールドワーク」では、桐生市内の企業との共同開発や、みどり市との連携事業、病院での癒しのアートについて、これまで学んだデザインやアートが実際に社会でどのように役に立つかを実践している。

各授業科目に関するシラバスは、「授業の概要」「教育目標」「到達目標」が掲載され

ており、学生は各教科目の教育課程による位置づけ、必要な学習成果について、確認することができるように構成されている。「教科書」や「参考書」についてはもちろん、具体的な「成績評価」の方法と基準についても記載されており、さらに学習成果を得るために必要な「授業時間外の学習」についての記載項目もある。また「履修のポイント」においては、授業受講のための留意事項だけでなく、資格取得にあたって他の教科目との関連についても記載されている。成績評価については、「試験」「レポート」「平常点（学習意欲、履修態度等）、その他」等の評価手段を明示した上で、原則としてそれに沿って評価を行うこととなっている。

■ 課題

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーと整合性の取れたものとなっているが、現在の地域・社会のニーズを踏まえて、カリキュラムの再編成を、定期的にはかかっていくことも必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。

[基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

① 現状

アドミッション・ポリシーについては、入試広報委員会を中心に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意しながら、内容の検討を行っている。各学科の目指す学習成果とその成果をもたらす教育課程に対応するアドミッション・ポリシーを定めて、ホームページや学生募集要項等で学内外に公表している。

【短期大学部のアドミッション・ポリシー】

「社会に出て役立つ人間の育成」の建学の精神のもと、専門知識・技術を身につけ、スペシャリストとして社会で活躍できる人、リーダーシップをとれる人の育成を目指しています。自主性・積極性のある人、自らの可能性を信じて行動できる人を求めています。

【生活科学科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）】

私たちの生活を身近な問題から、グローバルなテーマに至るまで幅広く研究し、実践を重視して「健康」「栄養」の分野で活躍できる人材を育成します。その観点から生活を取り巻く諸問題に幅広い関心を持ち、主体的に研究できる意欲のある人材を求めています。

【アート・デザイン学科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）】

アート・デザイン学科では、幅広い知識と視野の獲得、自らの関心に基づいて創作活動へ取り組むことができる力の育成、物事に対する洞察力を基礎とした創意溢れる表現力の探究を重視し、社会に貢献できる人材の育成を行っています。そのため、知識・技術の習得について努力を継続し、創作活動に対する目標を明確に持ち、興味のある分野を深く探求できる人を求めています。

上記の入学者受け入れの方針に沿った入学者選抜を実施するため、以下のような「入学者選抜の基本方針」を定め、学生募集要項やホームページで公表している。

【生活科学科の入学者選抜の基本方針】

生活科学科では、栄養や健康について食の視点から科学的に解明でき、さらには地域社会でリーダーシップを発揮できるような基礎的教養の修得を重要視し、実践力のある魅力的な職業人としての栄養士の養成を目指します。そのため食品や栄養、人体に関する講義や実習、そして様々な活動を通して実践力を身につけていくのが特長です。

それらの学習には基礎的な学力やコミュニケーション能力が必要であり、そのためには、「読む・書く・話す」の基本となる国語力等が不可欠となります。また、栄養学などの科目では生物をはじめとした理科の知識を基礎としていますので、これらのことを学ぼうとする意欲が、生活科学科での学修をより充実したものにします。

〔アート・デザイン学科の入学選抜の基本方針〕

入学試験では、基礎的能力と本学への進学意欲・アート・デザイン分野への適性が主な評価の観点となります。

基礎的能力とは高等学校での学習成果全般が対象となっており、短期大学での学習に共通して必要となる基礎的な力を示します。具体的には、各履修教科への習熟状況や出欠席数、課外活動への取り組み状況等が挙げられます。進学意欲とは、アート・デザイン分野や本学の教育環境に対する理解と関心を示し、適性とは、アート・デザイン分野の学びに対応する能力(描写力、発想力等)を示します。進学意欲の向上と適性の獲得に有用な事として、高等学校における芸術教科、あるいは創造的な課外活動への積極的な取り組みを、一例として挙げる事ができます。

各試験区分において、各学科がアドミッション・ポリシーを基にして受験科目を設定し入試を実施している。入試制度については、定期的に入試広報委員会で検討し、毎年度の教授会で入試要項案として提案、承認を受けている。

② 課題

アドミッション・ポリシーについては、ホームページ及び学生募集要項に記載しており、オープンキャンパス、進学説明会などで説明しているため、ほとんどの入学希望者に対してアドミッション・ポリシーについて周知できていると考えられるが、入学希望者と学校・学科のミスマッチを防ぐためにも、入学希望者が進路選択の際にアドミッション・ポリシーを確実に理解したうえで選択していることが必要であり、今後、広報手段などを検討し、周知徹底を図りたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

〔基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。〕

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

① 現状

学習成果については、各学科のディプロマ・ポリシーに盛り込まれており、基礎科目、専門科目そして教育課程全体を通じて必要とされる学習成果が具体的に盛り込まれている。教育課程については、ディプロマ・ポリシーにより要求される学習成果が2年間で達成できるように編成されている。

生活科学科では、1年次に学習成果を達成するための「基礎科目」および「衣食住に関わる専門科目」の基本的学習に係る教科目を配している。また、栄養士の養成施設でもあるため、1年次には、「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する基礎的な学習に係る教科目も配している。2年次には、「衣食住に関わる専門科目」の基礎・応用に関する教科目、「人間のからだ」「食品」「栄養」の各論を中心とした学習に係る教科目を配している。それらの学修を統合する「基礎ゼミ」「専門ゼミ」等の科目も2年次に配している。

さらに生活科学科では、国家資格である栄養士に必要な学習に加えて、衣食住の身近な話題を科学的に探究し社会の変化に対応する生き方についても教授することから、学習成果の実際的な価値をより高いものとするができる。この点については、「人間のからだ」「食品」「栄養」に関する知識・技能を統合するための「専門ゼミ」において、学習成果を測ることが可能であると考えられる。

アート・デザイン学科では、学習成果としてディプロマ・ポリシーに盛り込まれている「人間の生活空間」を表現するための基礎となる「環境」「コミュニケーション」の理解に関わる「基礎科目」を1年次に配している。そして、表現する手段の基礎知識・技能に関する科目についても1年次に配している。さらに5つのフィールドから学生が選択した表現手段の基礎知識・技能に関する科目も1年次に学習する。2年次には、1年次に修得した学習成果を活用して、学生が選択したフィールドの表現手段を使って、社会のニーズに対応した表現を実践していく学習を行う。社会のニーズ、変化を把握する方法や効果的に表現するための知識・技能についても学習し、最終的には、自身の選択したフィールドでの表現を卒業制作という形で作品にすることとしている。

② 課題

より効果的に最終的な学習成果に到達するために、途中段階での具体的な学習成果の測定方法について検討して、それを最終的な学習成果に結びつけられるようにしたい。

例えばアート・デザイン学科においては、進級作品展などで1年次の学習成果を測定することも検討したい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

[基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

■ 現状

生活科学科では、就職先が栄養士実習先と一致するが多いため、打ち合わせや巡回指導で訪問する際に、卒業生の勤務状況、職業上の能力についてもヒアリングしている。

アート・デザイン学科では、インターンシップの受入先に卒業生が勤務している場合は、訪問する際に、卒業生の勤務状況、職業上の能力等についてヒアリングしている。また、その他の就職先企業に関しては、書面アンケートを送付するなどして情報収集しており、ヒアリングやアンケートで得た情報は学科内で共有され、学習成果の点検に活用している。

■ 課題

進路先企業からの書面アンケートは必ずしも回収率が高いわけではないという問題点があり、学習成果の測定に活用するまでは活かしきれていない。今後はアンケートの実施方法、内容等を見直すなどの改善を検討したい。また、ヒアリングの内容とアンケート内容のある程度一致させるなどの工夫も必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科の「学位授与の方針」に従って、「教育課程編成・実施の方針」が定められており、各教科目の担当者は、それぞれの科目について教育目標・到達目標をシラバスに定めて公表している。また、各教科目の評価基準・評価方法に基づき、50%の総合評価の達成により、単位の認定をしている。本学においては、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

成績評価

評価	評価基準	合否
秀	100～95点	合格
優	94～80点	
良	79～60点	
可	59～50点	
不可	49～0点	不合格

専任教員は、教務・学生課教務係より各学科に提供された所属学科の学生個人の単位修得状況について、学科会議において情報共有をしている。単位修得状況の良くない学生については、学年担任が個人面談を実施し、学習指導を実施するとともに、各教科担当者が各教科目の指導においても、できる限り学習指導を実施することになっている。学生による授業評価アンケートは、履修者5名未満の科目を除くすべての教科目について、担当者自身がマークシートを配布して評価を行っている。質問項目は10に限定し、内容は「学生自身について」、「教員について」、「教科について」の3領域にわたって評価するようにしている。最終授業時の最終時間5～10分程度を利用して無記名で実施し、また教員から中が見えないような「提出ボックス」に学生が直接カードを入れる等、カードから学生の特定ができないような配慮をし、教員の影響を受けない評価ができるよう配慮している。

授業形態に応じて、講義・演習科目用、実験・実習・実技科目用、臨地実習科目用の3パターンの授業評価を実施しており、より実態に即した評価ができるよう配慮している。「学生自身について」の項目を入れることで、学生自身の取り組みを含めた、授業

全体の評価を意図している。

授業評価アンケート ※必ず日頃の授業態度でマークしてください。
※回答がないでください。

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか事前に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業
科目名
担当
教員名

科目コード

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

【授業への取り組みについての自己評価】

1. この授業にどの程度準備をして(予習復習、シラバスを読む、等)臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 ←十分
① ② ③ ④ ⑤

2. この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください。

←低い ←高い
① ② ③ ④ ⑤

【授業内容・方法の評価】

3. 講義概要(シラバス)に沿って授業が行われていますか。

←いない ←いる
① ② ③ ④ ⑤

4. この授業の教材(テキスト、資料、視聴覚教材、等)は、よく準備されていると思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

5. 教員の教授法(説明、話し方、板書、速度など全般)は適切ですか。

←不適切 ←適切
① ② ③ ④ ⑤

6. 教員は授業に集中できるように配慮している(私語の防止等)と思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

7. 教員は学生に公平に接していると思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

【授業の全般的印象】

8. 授業に対する教員の意欲や熱意を感じますか。

←感じない ←感じた
① ② ③ ④ ⑤

9. この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。

←わかない ←わいた
① ② ③ ④ ⑤

10. 授業の満足度を5段階で評価してください。

←不満足 ←満足
① ② ③ ④ ⑤

※この授業について、よかった点や改善してほしい点等をこの用紙の裏面に記入してください。

桐生大学 3/19/18

授業評価アンケート ※必ず日頃の授業態度でマークしてください。※回答がないでください。

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか事前に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業
科目名
担当
教員名

科目コード

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

【授業への取り組みについての自己評価】

Q1. この授業にどの程度準備をして臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 ←十分
① ② ③ ④ ⑤

Q2. この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←低い ←高い
① ② ③ ④ ⑤

【授業内容・方法の評価】

Q3. この授業は、シラバスや学生の理解度を考慮しながら進められていましたか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

Q4. この授業は、十分に準備されていたと思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

Q5. 教員の説明・デモンストレーションはわかりやすかったですか。

←わかりにくい ←わかりやす
① ② ③ ④ ⑤

Q6. 教員は授業に集中できるように配慮していると思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

Q7. 教員は学生に公平に接していると思いますか。

←思えない ←思えた
① ② ③ ④ ⑤

【授業の全般的印象】

Q8. 授業に対する教員の意欲や熱意を感じましたか。

←感じない ←感じた
① ② ③ ④ ⑤

Q9. この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。

←わかない ←わいた
① ② ③ ④ ⑤

Q10. 授業の満足度を5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←不満足 ←満足
① ② ③ ④ ⑤

※この授業について、よかった点や改善してほしい点等をこの用紙の裏面に記入してください。

桐生大学 3/17/18

授業評価アンケート ※必ず日頃の授業態度でマークしてください。※回答がないでください。

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか事前に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業
科目名
担当
教員名

科目コード

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

【授業への取り組みについての自己評価】

Q1. この実習にどの程度準備(関連する教科書の復習や注意事項の確認等)して臨みましたか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 ←十分
① ② ③ ④ ⑤

Q2. この実習に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←低い ←高い
① ② ③ ④ ⑤

【実習内容・方法の評価】

Q3. 指導内容は、一貫性がありましたか。

←ない ←あった
① ② ③ ④ ⑤

Q4. 説明は、具体的でわかりやすかったですか。

←わかりにくい ←わかりやす
① ② ③ ④ ⑤

Q5. 実習生の質問に、的確に答えていましたか。

←いない ←いた
① ② ③ ④ ⑤

Q6. 課題・提出物の量や期限は適切でしたか。

←不適切 ←適切
① ② ③ ④ ⑤

Q7. 事前・事後指導は、十分に役立ちましたか。

←役立たない ←役立った
① ② ③ ④ ⑤

【実習の全般的印象】

Q8. 実習に対する指導者の意欲や熱意を感じましたか。

←感じない ←感じた
① ② ③ ④ ⑤

Q9. 教員と実習生間のコミュニケーションはよかったですか。

←よくない ←よかった
① ② ③ ④ ⑤

Q10. 実習の満足度を5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←不満足 ←満足
① ② ③ ④ ⑤

※この実習において、改善点があると考える方は、希望を裏面に記載してください。実習評価は、より良い実習が実施されるための重要な参考資料です。是非、記載してください。

桐生大学 3/18/18

授業評価アンケートマークシート (3種類)

番号	設問
1	この授業にどの程度準備をして(予習復習、シラバスを読む、等)臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。
2	この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください。
3	講義概要(シラバス)に沿って授業が行われていますか。
4	この授業の教材(テキスト、資料、視聴覚教材、等)はよく準備されていると思いますか。
5	教員の教授法(説明、話し方、板書、速度など全般)は適切ですか。
6	教員は授業に集中できるように配慮している(私語の防止等)と思いますか。
7	教員は学生に公平に接していると思いますか。
8	授業に対する教員の意欲や熱意を感じますか。
9	この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。
10	授業の満足度を5段階で評価してください。

「授業評価アンケート」設問内容（講義用）

評価終了後に教務係でマークシート用紙を処理し、教員へ返却するための授業評価アンケート集計結果表を作成し、科目ごとにマークシート用紙と一緒に返却している。集計結果表には、項目ごとに学部平均、学科平均と自身の評価結果を比較できるようになっており、相対的にどの項目の評価が低いのか、認識することが可能になっている。

各教員が年度末に提出する教育・研究・学生指導等報告書において、教育活動については、担当科目名、対象学科、対象人数、授業コマ数及び授業評価に対する自己評価について記載する欄が設けられており、授業評価アンケート結果を検証しないと記載できないようになっている。そのため、教員へのフィードバックと自己点検のしくみは適切に機能していると考えている。当該報告書を作成することにより、教員は授業評価アンケート結果を授業改善へ活用しやすくなっている。

授業内容については、学科会議において、個別の学生の単位修得状況、及び全体としての学習成果の検討を行う際に、教科担当者間で学習成果が不足している部分や学習課題等について検証し、調整を行っている。生活科学科については、栄養士養成施設であるため、栄養士法施行規則及び栄養士養成施設運営基準の要求する授業内容が実施されているかについてもシラバスにより検討を行っている。原則として1年に1回年度末に栄養士養成施設に関する関東信越厚生局による監査が行われているため、その準備に合わせて検討している。アート・デザイン学科については、卒業制作の発表である卒業制作展に関する学科会議において、学習成果から次年度に向けたカリキュラム内容や授業方法について検討を実施している。

学生に対しては、両学科とも年度当初のオリエンテーションで全体への履修指導を実施するとともに、4～5月に個人面談を実施している。1年生については、進路希望についてヒアリングと履修指導を実施しており、2年生については、進路・就職指導と履修指導を実施している。学期ごとの成績発表後に教務係から成績状況についての情報提供を受け、単位修得状況の良くない学生については、年度途中であっても個別に面談をして、履修指導や学習支援を実施している。

（事務職員の現状）

教務・学生課教務係の事務職員は、在校生全員の成績を管理しており、保護者への成績表の送付や学科への単位修得状況に関する情報を提供しているため、在学生の学習成果については十分に把握している。また、教務係の職員は、学生の履修登録の手続きミスへの対応など様々な窓口業務にあたっているため、学生がスムーズに学修し、学習成果を得るために支援する役割を果たしている。また、教務係職員は、学科の学生全体の

単位修得状況及び成績に関して正確に把握しており、学科の教育目的・目標の達成状況については十分に把握している。

事務職員は、教職員全体会議、事務職員全体の連絡会及び全体でのSD研修会等を通じて、3つのポリシーの内容や学生の学習成果などの情報を共有している。

図書館の職員は、学生の書籍・資料等のニーズを直接知る機会が多く、学生の学習成果に必要な教育資源の整備に寄与している。また、論文データベースの管理や図書検索サイトの管理など、学生が効率的な学習ができる環境の整備に寄与している。メディア情報センターの職員については、常時学内のLANや情報機器の整備・調整に携わっており、図書館だけでなく、各学科の情報処理演習室で自習できる環境を提供している。また学内では、共有スペースのほとんどで学内LANが利用できる環境を整備し、学生の情報機器の利用を促進している。

(b) 課題

教職員は、今後も学生の学習成果の修得に向け環境を整備すると共に、本学の特色であるきめ細やかな支援を行っていく。また、FD・SD研修等を通じて、学習成果の修得状況の把握と向上に努める。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
- ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
- ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
- ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑦ 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達

成状況を把握している。

- ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
- ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

入学時に入学者全員に対してなされるオリエンテーションでは、教務・学生課より、主に教務に関する内容のオリエンテーションを実施。単位制度の意味、授業の評価方法、シラバスの活用法、2年間の履修計画の立て方、選択科目の履修についての注意点、卒業単位等を説明している。学科学年別に実施するオリエンテーションでは、各学期のはじめに、「履修の手引き」や「履修科目表」を配付し、具体的な授業科目表、時間割を見ながら、学年担任が履修に際しての注意点を説明し、その後各自が履修科目を選択し、履修登録するのを支援している。こうしたオリエンテーションを通して、学生は履修すべき科目を確認し、それにより修得できる学習成果を理解しながら、履修登録の手続きを行っていく。学科学年別のオリエンテーションの中で、学生自身が興味関心を持った分野を選択するに際して、そうした分野に係る教科目の履修モデルを提示して、学生の興味関心に応じた科目選択ができるよう、支援している。このように、履修に際しては、年度初めに学生ハンドブックと学科ごとの「履修

の手引き」や「履修科目表」を配布して、学生の履修選択及び履修登録が無理なくできるように支援している。

本学は学科学年ごとに担任制を敷いており、日常的に学習上の悩みなどの相談にのり、適切に指導助言を行える体制を整えている。こうした、相談・指導助言は担任のみならず、担任を補佐する業務として助手・副手もその任にあたっている。また、年度当初の4～5月に全学生を対象とする個人面談は、個別に相談や助言指導する機会となっている。

欠席の多い学生や進度の遅い学生については、学科会議において、専任教員間で情報共有をし、各教科の指導において、できる範囲での学習指導や学習への取り組み方の指導を実施している。また、問題を抱えている学生に対しては、担任を中心に、個別の学習指導や生活指導を実施している。

(b) 課題

基礎学力や実技において不得意分野を克服できない学生については、個別の学習指導、支援対策で対応していく必要があると考えている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

[基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に
行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生生活を支援するための組織として、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターが置かれている。また、事務局には教務・学生課が設置され、学生係が学生生活の支援の役割を担っている。また、事務局の管理課も学生生活を支援する役割の一部を担っている。

クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動を支援する組織としては、学生委員会がそれに該当する。学生が主体的に関わる行事としては、4～5月の新入生歓迎会、8月の球技大会、10月の群馬県私立大学スポーツ大会、10月の大学祭があげられる。それらの行事は全学生が会員となっている学友会が主体となつて、企画・運営に参画するが、学生委員会は、こうした学生の主体的活動を支援する役割を担っている。

平成20年の桐生大学開設と同時に学生に食事を提供するレストランと飲み物を提供するカフェが11号館に設置され、現在に至っている。また、同じ11号館には、売店が設置されており、学生は学外に出ることなく、昼食をとることができ、また学習に必要な用具等を購入することができるようになっている。

自宅からの通学が困難な学生については、学生係がアパート・下宿等の紹介を行っている。アパート・下宿を提供する業者から情報収集をし、情報のとりまとめを行い、自宅通学が困難と思われる入学予定者には、合格時にアパート・下宿先リストを送付している。また、オープンキャンパスにおいても、参加者に、アパート・下宿等の情報を提供している。

学生の通学支援としては、近隣の中心駅である桐生駅を発着するスクールバスの運行を行っている。スクールバスは、授業時間に合わせて発着しており、学生の通学の利便性に寄与している。自転車や原動機付き自転車を利用した通学者用に駐輪場を整備しており、自動車通学者のためには駐車場を設置している。駐車場借用の希望者の中から通学の利便性等の観点から、貸与する学生を選考するが、借用には年間の管理費の納入が必要である。また、学外にも駐車場を貸与する業者がおり、学生駐車場の貸与が叶わなかった学生を中心として管理課が学外の駐車場についての情報提供も行っている。

学生への経済上の支援については、学生係が学生支援センターと連携して、日本学

生支援機構奨学金の募集、取りまとめ業務を担っている。その他の奨学金についても、募集があった場合には、広告し、受付の窓口となり、相談にあたっている。学内の奨学金としては、関崎ミレニアム奨学金があり、こちらも学生係が募集を広告し、受付窓口となり、とりまとめをし、選考手続きを進めている。また、返済の管理業務を行う。関崎ミレニアム奨学金は、後援会の支援を受けて資金を調達しており、要件に合致する学生を選考し、1年間の学納金相当分を貸与している。無利子の奨学金であり、返済については、各自の返済計画に従って返済できることとなっており、学生の利便性に寄与している。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングを担当する組織として、ウェルネスセンターがある。ウェルネスセンターの役割としては、年度当初に実施する学生健康診断ならびに夏ごろに実施する教職員健康診断の企画・運営、医療機関との調整のうえ各種予防接種の実施計画の作成とその運営、そして日常的な保健室・カウンセリングルームの運営の3点を担っている。

各学科各学年の代表者である代議員で構成されている学友会は、学生が主体的に活動する組織である。学友会は、大学と短期大学部の学生が合同で組織されており、学生が主体的に参加する行事を企画運営するだけでなく、学生生活に関する環境や学習環境等についても要望をとりまとめ、学生委員会を通じて申し入れている。

社会人を経て入学してくる学生については、入学時に社会人のための特別な入試制度を設けており、また入学後は、教務委員会や教務係及び学科による履修指導・学習指導等を実施している。

現時点では、すべての校舎内の施設のバリアフリー化は完成していないが、障害をもつ学生に対しては、使用教室の変更や情報機器の利用、ボランティア学生による支援等により、学習や学生生活に支障のないように努力をしている。

長期履修生については、現時点では受け入れていない。

学生の社会的活動については、積極的な参加を促しており、生活科学科では、高齢者にお弁当を無償で配布するシルバーランチの実施や地元自治体であるみどり市の高齢者へのおせち料理作りの手伝い、桐生市商工会議所主催のイベントへの参加などに毎年参加している。アート・デザイン学科では、みどり市や桐生市との連携事業として、ロゴマークや、福祉に関する冊子のイラストの提供、マンホールデザイン等、様々なデザイン案を提供している。また、平成30年度より北海道むかわ町と連携協定を結び、発掘された「むかわ竜」を活用した街の活性化事業に協力している。

(b) 課題

学生サービスの生活支援については、今後も積極的に充実を図るよう努めていく予

定である。課外活動の活発化や、経済的に困難な学生への支援、心身の問題を抱えた学生への支援などについて検討をすすめていきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

就職・進学への学生支援の組織として、学生支援センターが設置されている。学生支援センターでは、学生に対する進路相談、進路指導、就職斡旋（紹介）、求人票の集計および開示、就職データの管理等を行っている。大学の学部との合同組織であるが、センター長をはじめとして、就職担当、進学担当、奨学金・福利厚生担当で構成されている。短期大学部の各学科最終学年担任も構成員となっている。学生支援センターで受け付けた個別の求人情報は担任に伝達され、個別指導で就職活動につなげる体制をとっている。学生支援センターでは年間のガイダンス計画と実施・運営、求人情報の処理、依頼、企業・病院の人事担当者との対応などを行い、センターから担任へ、担任から学生への情報、指導がスムーズに流れる運営を心掛けている。また、就職支援室には求人票が閲覧できるようにしてあり、また個別面談ができるような個室を準備している。求人票は、学生が普段、講義で使うことの多い教室でも閲覧できるよう、写しを置いている。図書館には、就職試験のためのテキストや問題集を集めた就職試験コーナーを設置して、

就職試験対策を支援している。

生活科学科、アート・デザイン学科ともに、就職に役立つ資格・検定等の取得支援を行っている。授業時間外に資格試験対策講座を実施して、各種資格取得、検定合格を支援している。生活科学科については、医療機関での事務の検定(医療管理秘書士、医事管理士、医療情報事務士)の認定試験合格や食の専門分野を総合的にコーディネートするフードスペシャリスト資格検定、カウンセリングや関連する心理学の理論方法についての資格であるピアヘルパーの認定試験について、資格取得支援を行っている。アート・デザイン学科では、国家資格である商品装飾展示検定の他、商業施設士(補)、カラーコーディネーター検定、PCを使ったPhotoshopクリエイター能力認定試験、Illustratorクリエイター能力認定試験、WEBクリエイター能力認定試験などへの支援を行っている。資格別取得結果(令和元年度)

学科	資格と免許	履修者 (人)	取得者 (人)	取得率 (%)
生活科学科	栄養士	41	40	97.6
	栄養教諭二種免許	3	2	66.7
	中学校教諭二種免許(家庭)	0	0	0
	フードスペシャリスト	24	19	79.1
	ピアヘルパー	3	1	33.3
	医療管理秘書士	29	29	100.0
	医事管理士	11	11	100.0
	医療情報事務士	5	5	100.0
アート・ デザイン学 科	中学校教諭二種免許(美術)	11	11	100.0
	カラーコーディネーター検定	30	15	50.0
	商品装飾展示技能検定	43	36	83.7
	商業施設士補	11	11	100.0
	photoshopクリエイター能力検定	19	17	89.4
	Illustratorクリエイター能力検定	19	19	100
	Webクリエイター能力検定	29	29	100

学生支援センターでは、1年後期以降に、年に複数回学科別にキャリアガイダンスを開催し、学生に就職情報(意識向上を含む)を提供している。キャリアガイダンスは、学科による学生の意識と就職環境が大きく異なっているため、学科ごとに開催している。生活科学科学生の多くが専門職の栄養士を望んでいるため、キャリアガイダンスでも、

栄養士関連の情報を多く提供している。その結果、多くの学生が栄養士業務に就職することができている。アート・デザイン学科学生については就職そのものを希望しないで、作家活動を望むものも少なくない。従って、アート・デザイン学科学生に対しては、「絵を描き続けたい」「作家になりたい」などの夢とは別に、「現実的な社会人になる」という考えを持ち合わせられるように、実際に就職活動をやり遂げた先輩の話を聞けるようなガイダンスを開催し意識改革をはかっている。

生活科学科は、管理栄養士の資格を取得したい学生が、4年制大学への編入を目指すケースがある。また、アート・デザイン学科についても、さらに学修を継続したい希望のある学生が増えてきている状況にある。そのため、学生支援センター及びクラス担任を中心として、進学（編入）への支援を行っている。両学科とも、複数名の編入学者が出る場合が多い。生活科学科については、桐生大学の栄養学科に進学する学生も多く、進路支援には、栄養学科の教員の支援もおおいでいる。

生活科学科進学実績（平成 27 年度～令和元年度）

平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京調理専門学校 1名 ・埼玉県調理師専門学校 1名 ・日本調理技術専門学校 1名
平成 28 年度	・桐生大学医療保健学部栄養学科 3 年次編入 3名
平成 29 年度	・桐生大学医療保健学部栄養学科 3 年次編入 6名
平成 30 年度	・埼玉県調理師専門学校 1名
令和元年度	・桐生大学医療保健学部栄養学科 3 年次編入 3名

アート・デザイン学科進学実績（平成 27 年度～令和元年度）

平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立女子大学美学美術史学科 3 年次編入 1名 ・東京造形大学デザイン学科 3 年次編入 1名 ・宝塚大学制作力創造学科 3 年次編入 1名
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野美術大学美学美術史学科 3 年次編入 1名 ・東京造形大学デザイン学科 3 年次編入 2名 ・女子美術大学アート・デザイン表現学科 3 年次編入 1名
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立女子大学美学美術史学科 3 年次編入 1名 ・東京造形大学デザイン学科 3 年次編入 1名 ・武蔵野美術大学映像学科 3 年次編入 1名 ・女子美術大学アート・デザイン表現学科 3 年次編入 1名 ・玉川大学芸術教育学科 3 年次編入 1名
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立女子大学美学美術史学科 3 年次編入 1名 ・東京造形大学デザイン学科 3 年次編入 1名 ・横浜美術大学美術・デザイン学科 3 年次編入 1名
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立女子大学美学美術史学科 3 年次編入 1名 ・北海道教育大学芸術・保健体育専攻 2 年次編入 1名 ・東京造形大学デザイン学科 3 年次編入 1名 ・京都美術工芸大学美術工芸学科 3 年次編入 1名 ・共立女子大学建築・デザイン学科 3 年次編入 1名

令和元年度学生支援センター年間プログラム

日程	ガイダンス・講座名	対象学年	備考
4月上旬	キャリアガイダンス	短大2年 (両学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援センターでの求人票等のデータ閲覧方法 ・就職活動の手順/企業説明会の案内他 ・就職状況の提示/進路希望調査 ・身だしなみについて・学科での進路サポートについて ・卒業生による就職活動体験談 他
		短大2年 (両学科)	就職希望調査、就職に関する相談
5月上旬	ハローワークによる面談	短大2年 (両学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークへの登録および面接実践
2月中旬	群馬県若年層の県内就労促進事業 実行委員会による交流会	短大1年 (両学科共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・就職業者による講演「就職活動の準備と流れ」
2月中旬	キャリアガイダンス	アート・デザイン学科1年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生就職内定者による1年生へのアドバイス ・編入希望者への入試アドバイス ・ポートフォリオ作成講座 他
2月下旬	キャリアガイダンス	生活科学科1年	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生就職内定者による1年生へのアドバイス ・編入希望者への入試アドバイス

(b) 課題

生活科学科では、栄養士取得を目指して入学してくる学生がほとんどなので、就職先も「食」「栄養」に関する職場が多く、就職率も非常に良いが、アート・デザイン学科の学生は、本人の希望ではあるが、制作活動を望むものも多いことから、そうした本人の希望をある程度考慮しながらも、卒業後に不安定な生活状況に陥らないようにするため、本人の希望する職種に対する十分な情報提供や進学についての支援について、さらに充実させていきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

[基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れの方針については、「学生募集要項」に〈建学の精神〉〈教育方針〉〈求める学生像〉とともに明確に示している。「ホームページ」、「学校案内」にも入学者受け入れの方針は明示している。

入試の運営及び入試広報活動に関する業務は、入試広報係が担当している。受験生や保護者、高等学校の先生方からの問い合わせには、入試広報係が対応している。代表番号とは別の直通電話で対応しており、またホームページや入試広報係宛のメールアドレスで迅速に対応している。なお、入試の基本方針、入試要項、学生募集方針等については、入試委員会が原案を策定し、教授会の承認を得て決定している。

入試制度は下記の通り、多様な選抜方法で多様な人材を選抜している。

令和2年度募集 入学試験概要（推薦・一般：令和元年度）

試験区分		入学者選抜区分 (入学者選抜規程第5条)	試験科目
推薦入学 試験	I期	学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接、小論文、調査書に基づき受験生の能力、適性、意欲、関心等により総合的に選抜する。	①面接 ②書類審査(評定平均値などを点数化)
	II期		

一般入学 試験	I 期	学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各学科の定める科目について学力試験を実施し、その成績により選抜する。	【生活科学科】 英語(コミュニケーション英語 I・コミュニケーション英語 II・英語表現 I)、国語総合(近代以降の文章)、数学(数学 I・数学 A の全範囲)、理科(生物基礎・化学基礎または化学基礎・化学または生物基礎・生物)より 1 科目選択
	II 期		【アート・デザイン学科】 英語(コミュニケーション英語 I・コミュニケーション英語 II・英語表現 I)、国語総合(近代以降の文章)、数学(数学 I・数学 A の全範囲)、鉛筆デッサンより 1 科目選択

令和 2 年度募集 入学試験概要 (AO・特別選抜：)

試験区分		入学者選抜区分 (入学者選抜規程第 5 条)	試験科目
AO 入学 試験	I 期	受験者が本学の教育理念及び求める学生像を理解し、高校における学習、クラブ活動、社会活動、自らの適性や修学の意欲等を記したエントリーシート、調査書、小論文等に基づき総合的に選抜する。	書類、調査書、課題、面接
	II 期		
	III 期		
	IV 期		
特別選抜入学試験		学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接・口頭試問・小論文等に基づき総合的に選抜する。	①小論文 ②面接

入学者手続者には、入試区分・入学手続の完了時期に合わせて、入学前教育として、ガイダンスと 2 回のスクーリングを実施している。そこでは、入学前に行っておいた方がよい学習について指導し、課題を出して、その提出を求めている。また、短期大学の授業、学生生活についての情報を提供している。

入学時には、全新入生を対象とした学生生活に関するオリエンテーションを実施している。また、初年次教育として、授業の受け方、ノートのとおり方、情報機器の使い方、図書館の利用方法について、指導を行っている。

(b) 課題

今後も入学者受け入れ方針を明示すると共に、当方針に沿って多様な各選抜試験を公正、かつ正確に実施していく。より効果的な入学前のスクーリングとなるよう、スクーリングの内容や課題内容、課題提出方法、提出された課題に対する指導方法等に検討を重ねていきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

今後も、各センターや事務職員、各学科各学年の担任・副担任を中心にきめ細かな学習指導・生活指導について連携し、充実した学生支援となるよう継続的に努力する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

両学科とも、海外研修旅行を実施して、海外の文化、生活習慣等を学んでいる。ここ数年、イタリアを中心に研修旅行を実施しており、生活科学科は、文化遺産や名所・旧跡を巡るほか、食文化に関する研修を実施し、それも研修の重要な柱となっている。アート・デザイン学科は、本物の芸術作品等に触れることのできる貴重な機会となっている。生活科学科では、年間で2週間にわたる校外実習を実施しており、さらに学外の食のスペシャリストによる特別講義も教育課程内で数多く実施している。アート・デザイン学科では、国内の美術館等での研修やインターンシップを教育課程に組み込んでいる。

【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】

- | |
|---|
| 基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。 |
| 基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。 |
| 基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。 |

基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業を実施している。

- (a) 現状

本学は地域社会に貢献すべく、公開講座や市民講座などで地域社会の生涯学習のニーズに対応している。

「公開講座」は、毎年著名人を招聘し、無料で市民に開放しており、多くの聴講希望で賑わっている。また、本学の位置するみどり市との連携事業として「健康講座」も毎年開催しており、栄養やアート・デザイン等の側面からさまざまな健康に関する講座を開設している。また、平成 28 年度より、社会人聴講生制度を設け、今後、地域の社会へ正規授業の解放を実施していく。

(b) 課題

「公開講座」「健康講座」などは多くの市民の参加があり、毎年充実しているが、平成 28 年 3 月（27 年度）より募集を開始した、聴講生、科目等履修生については認知度が低く、近隣のみどり市の市民には受講料の減免などを行っているが、今後広く周知するための方法について検討するべきである。

基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 現状

みどり市民を対象とした「健康講座」の開設や、アート・デザイン学科の特性を生かした連携事業として、みどり市の小学生を対象とした「こども造形教室」の開設、様々なロゴマークなどのデザイン案の協力をしている。また、地場産業の活性化を目的とした「みどり市ブランド」の協力においては、商品のラベルやパッケージデザインのアドバイスなども行なっている。他にアート・デザイン学科では地域の産業、行政が求める内容についてリサーチし学外機関と連携しながら企画実行していくフィールドワーク授業を開設している。これまで病院での癒しのアートの提案、地域産業との製品開発、行政とのイベント企画など様々な連携企画を実行している。本講座は、実践的な学びにより、専門の学びに対する社会での必要性を体感するとともに、更なる学びの方向性を発見することを目的としている。今後も学科の特性を活かし、地域の産業や、行政などと連携していきたいと考えている。

生活科学科は、健康と食事・食品の安全安心・健康食品と薬など栄養士課程に関わる話題をタイムリーに提供している。桐生市商工会議所主催のイベント（糸ヤどおりいらっしやいませ）にカフェを開き、学生の手作り焼き菓子とドリンクを提供している。年末には、みどり市社会福祉協議会が一人暮らしのご老人へ「おせち料理」を配食する事業に、両学年の学生がボランティア活動として「おせち料理」作りに参加している。2 年生後期には、「シルバーランチ」と称して、みどり市および桐生市在住の 65 歳以上の方々へ、学生自身が昼食の献立・調理・配食の一連作業を行っている。

(b) 課題

近年、地域社会からの要請が増加傾向となっており、できるだけニーズに応えたいと考えているが、両学科共に短期大学であるために2年間の学習時間が長く、地域社会への交流を頻繁に行うことが困難である。小規模な短期大学部のため、教職員及び学生の数も少ないことから、過重負担にならないように、連携事業にどこまで応じていくかが課題である。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

生活科学科では地域貢献の一環として、年末には、みどり市社会福祉協議会が一人暮らしのご老人へ「おせち料理」を配食する事業に、両学年の学生がボランティア活動として「おせち料理」作りに参加し、地域に貢献している。2年生後期には、「シルバーランチ」と称して、みどり市および桐生市在住の65歳以上の方々へ、学生自身が昼食の献立・調理・配食の一連作業を立案・実行している。その結果、多くの地域住民の方々に喜ばれ、毎年シルバーランチの配食を心待ちにして頂いている。

アート・デザイン学科では、みどり市との連携事業として、毎年夏休みにみどり市の子供達を対象に「こども造形教室」を実施している。1年生から4年生までの募集ではあるが、毎年多くの参加者があり人気を博している。教員の指導のもと、こども造形に関する学習をした学生達のボランティアで実施されている。

(b) 課題

教職員及び学生にとっては、限られた時間での活動となるので、授業との両立という原点に立ち、過重負担にならないように推進していかなければならない。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

□ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

教員組織については、短期大学設置基準に定める数以上の教員を配置しており、さらに、生活科学科は、栄養士養成施設として認可されているが、栄養士法施行規則に定める数以上の教員を配置している。教員は、教育目的・目標を達成するための教育課程に即して配置されており、専任教員が主要科目を担当している。教員の研究活動については、研究費・研究旅費に関する規程を整備し、研究室を準備する等、研究のための経費、環境について十分な整備がなされている。教育成果については、毎年 1 回発行される紀要で発表することが可能である。

FD 活動では、教育活動については学科ごとに学習成果と関連させて検討を行っているが、研究活動については大学と合同の FD 委員会で全体として研修活動を行っている。事務職員及び事務組織の中で一定の役割を果たしている教員は、事務部署単位で SD 活動を行っているが、学生の学習成果向上のため事務部署全体の SD 活動として、情報共有及び事務改善のための研修を実施している。

教職員の就業については、「桐丘学園就業規則」及びその他の就業関係諸規則が整備されており、学内で公開されている。そうした諸規則に基づいて適正な就労管理がなされている。また、採用・昇任昇格に関する諸規程も整備されており、それに基づいて、適切な採用・昇格等の人事管理がなされている。

校舎・校地に関しては、短期大学設置基準を超えるものとなっており、講義室・実験室・演習室等の学習環境は一部大学と共用するところはあるが、短期大学設置基準やその他の栄養士法施行規則等の基準以上の設備が十分に整備されている。体育館・図書館等も大学と共用ではあるが、整備されている。特別教室だけでなく、講義室にも情報機器や LAN が配備されており、また無線 LAN、アクティブ・ラーニング・スペースの整備等、技術的資源の向上・充実を図っている。

財政面では、1 学年の定員が 90 名の小規模校であるため、安定的な経営により、教育の質を保証するためには、入学定員の安定的な確保に努める必要がある。そのための適切な学生募集及びそれにつながる教育の質の確保を継続していかなければならない。

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

□ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程を定めているが、その教育課程を実施するため、主要科目には専任教員を配置し、その他の科目については併設大学の兼任教員、専門分野の兼任教員等を適切に配置している。

生活科学科の専任教員数は 6 名であり、そのうち教授が 2 名である。アート・デザイン学科の専任教員は、6 名であり、そのうち教授が 2 名である。短期大学部の専任教員は計 12 名で、うち 4 名が教授である。短期大学設置基準で必要とされる教員は、家政関係で 40 名定員の生活科学科は 5 名であり、美術系で 50 名定員のアート・デザイン学科も 5 名である。入学定員に応じて必要な専任教員は 3 名である。学科に必要とされる教員・教授、入学定員に応じて必要な教員・教授、すべて基準以上である。また、生活科学科は栄養士養成施設として認可されているが、教員組織は栄養士法施行規則で定める基準を満たしている。

専任教員の採用にあたっては、「桐生大学・桐生大学短期大学部教員採用規程」に基づき、採用を実施している。職位は「短期大学設置基準」の定める基準を満たしている「教員資格審査委員会規程」の定める基準に従って、資格審査を実施している。資格審査にあたっては、教育歴・教育活動歴等の教育活動に関する履歴と学位、著書・論文数、発表作品数、学会発表回数、作品・論文等に関する受賞歴、科研費等の取得状況をはじめとする研究活動の業績、社会的活動、さらには大学の運営に関する実績等を総合的に評価している。その際、教育・研究活動に関しては、原則として「教員資格審査委員会規程」の定める基準以上であることが要求される。学生が学習成果を達成できるよう支援するため、生活科学科には助手 3 名を、アート・デザイン学科には助手 1 名を配置しており、演習・実習の授業補助、学生の学習支援・生活支援の任務にあっている。

(b) 課題

両学科とも現状では短期大学設置基準に定める基準以上の教員を配置しており、また主要科目に専任教員を配置しているが、専攻分野・年齢構成に配慮した、将来を見据えた教員及び補助教員等採用計画を検討・立案し、実施していく必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

□ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学において、専任教員については、研究費および研究旅費が支給され、著作・論文の作成・公表、学会・研究会での研究活動等の活動に運用されている。「桐生大学・桐生大学短期大学部研究費・研究旅費規程」により、教授には年間 40 万円、准教授

には年間 30 万円、専任講師には年間 20 万円、助教には年間 10 万円の研究費の利用が認められている。それとは別に、研究旅費については、教員から助教まで年間 13 万円の利用が認められている。研究費は年度当初に規定額が支給され、4 半期ごとに証憑書類を提出することとなっており、年度末に残額を返却するという形式を取っている。研究旅費についても年度当初に規定額が支給され、研究出張ごとに所定の書類は提出することとし、年度末に残金を返却することとしている。申請後に支給される形式ではなく、年度初めに規定額を支給することにより、教員の研究活動が円滑に実施できるよう配慮している。こうした研究費・研究旅費を利用した研究活動の成果は、各教員から「教育・研究・学生指導等活動報告書」を通じて報告され、その成果は研究紀要やホームページで公表している。

科学研究費補助金及びその他の外部研究費等について公募があった場合には、総務係より教員全員にメールで告知し、積極的に応募するよう奨励している。科学研究費補助金については、事務担当者による説明会を実施し、研究費獲得に向けての支援を実施している。現在の専任教員の研究活動状況及び研究費獲得状況は、下記の通りである。

表Ⅲ-A-1 桐生大学短期大学部 専任教員の研究活動状況（平成 20～令和元年度）

氏名	職名	所属	著書・論文・研究ノート等	学会・作品発表等
野口 周一	教授	生活科学科	17	0
石井広二	教授	生活科学科	8	13
橋本まさ子	教授	生活科学科	6	11
橋爪博幸	准教授	生活科学科	22	18
中島君恵	講師	生活科学科	5	12
中村裕子	講師	生活科学科	0	3
田中恵子	助教	生活科学科	1	1
井桁千恵子	助教	生活科学科	3	8
熊倉可菜	助手	生活科学科	2	1
石北未来	助手	生活科学科	0	0

氏名	職名	所属	著書・論文・研究ノート数	学会・作品発表等
小松原洋生	教授	アート・デザイン学科	1	38
松村誠一	教授	アート・デザイン学科	1	29
山本博一	准教授	アート・デザイン学科	6	10
佐野 広章	准教授	アート・デザイン学科	3	29
大日向 基子	准教授	アート・デザイン学科	1	7
寺村サチコ	講師	アート・デザイン学科	0	4
野村亜希	助手	アート・デザイン学科	0	0

表Ⅲ-A-2 競争資金の取得状況（科学研究費等）

外部取得研究費名	取得年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
科学研究費助成事業		基盤 (B) 分担研究者 1名	基盤 (B) 分担研究者 1名	基盤 (B) 分担研究者 1名	基盤 (B) 分担研究者 1名	基盤 (C)研究代表者1名 基盤 (B)分担研究者1名	基盤 (B) 分担研究者 1名
厚生労働省科学研究費補助研究		—	健康安全・危機管理 対策総合研究事業 分担協力者1名	食品の安全確保推進 事業計画分担協力者 1名	—	—	—
(公財) 日本食品化学研究振興財団助成金		生物化学系 共同研究者 1名	生物化学系 共同研究者 1名	—	—	—	—

研究成果を発表する機会を確保するため、桐生大学紀要を年1回発行している。桐生大学紀要投稿規程において、投稿資格として、桐生大学および短期大学部の「専任教員に限る」との規程があり、短期大学部の教員であれば、全員が投稿することができる。

専任教員については、原則として週1日、研究・研修等を行う日確保することとしており、活発な研究活動を奨励している。

留学、海外派遣に関する特別な規程は整備しておらず、そうした機会があれば、個別に相談の上、実施することになる。国際会議出席等に関しては、原則として、研究旅費の範囲内で対応することとなっているが、特別な事情がある場合には個別に対応することとなっている。

FD活動に関しては、「桐生大学・桐生大学短期大学部FD委員会規程」に従い、FD委員会を中心に活動している。FD委員会では、教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けての取り組みを中心にFD活動を行っており、具体的には、授業形態（講義・演習・実習・学外実習）別の授業評価アンケートの実施及びその結果の学内専用サイトでの公表、授業評価アンケートの学科別総括、学科ごとの理念、カリキュラムの基本方針、各授業との関係等についてFD研修会の実施、外部講師を招いたFD研修会の実施、公開授業および授業検討会の実施、eラーニング教材・授業支援システム活用のための全体研修会の実施等を過去に行ってきた。各学科は、学生の学習成果を向上させるため、及び学生の学習・生活課題に対する支援を適切に実施するため、専任教員全員が参加する学科会議を定例で開催し、事務局・各委員会等からの情報や各専任教員からの情報を共有し、対策を検討し、実行している。

(b) 課題

両学科とも専任教員が積極的に論文発表、学会発表、作品発表等を行っているが、研究成果の公表方法については、より広く発信し、研究成果を知らせるという観点から、ネット上での公表に向けて、規程の整備を行っていく予定である。

外部資金の獲得に関しては、科学研究費補助金については、応募申請のための説明会の実施と、事務局総務係による応募予定者への相談・援助等の個別支援を実施していることもあり、年々応募者が増加している。その他の外部資金も獲得できるよう、事務局からの支援を実施するべく支援体制を整備していく予定である。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

□ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

桐生大学短期大学部の事務組織は、大学と短期大学部を合わせても、規模がそれほど大きくないので、大学・短期大学部共通の事務組織で業務を実施している。事務組織としては、事務組織の最終的な責任者である事務長の下、総務・入試広報課の総務係と入試広報係、管理課、教務・学生課の教務係と学生係が設置されており、それぞれの分掌する事務の内容については、「学校法人桐丘学園組織事務分掌規程」に定められている。総務・入試広報課と教務・学生課については、繁忙期とそれ以外の時期では処理すべき業務量に差が生じるため、相互にサポートする体制を明確化するため、合同組織としているが、日常的な業務については、各係がそれぞれ実施している。各課各係に配置されている事務職員は、その能力、資格、専門性および経験に配慮して、適切に採用し配置しており、学生の学習成果を向上させるため、効率的で適確な業務執行体制が確保できるように配慮している。

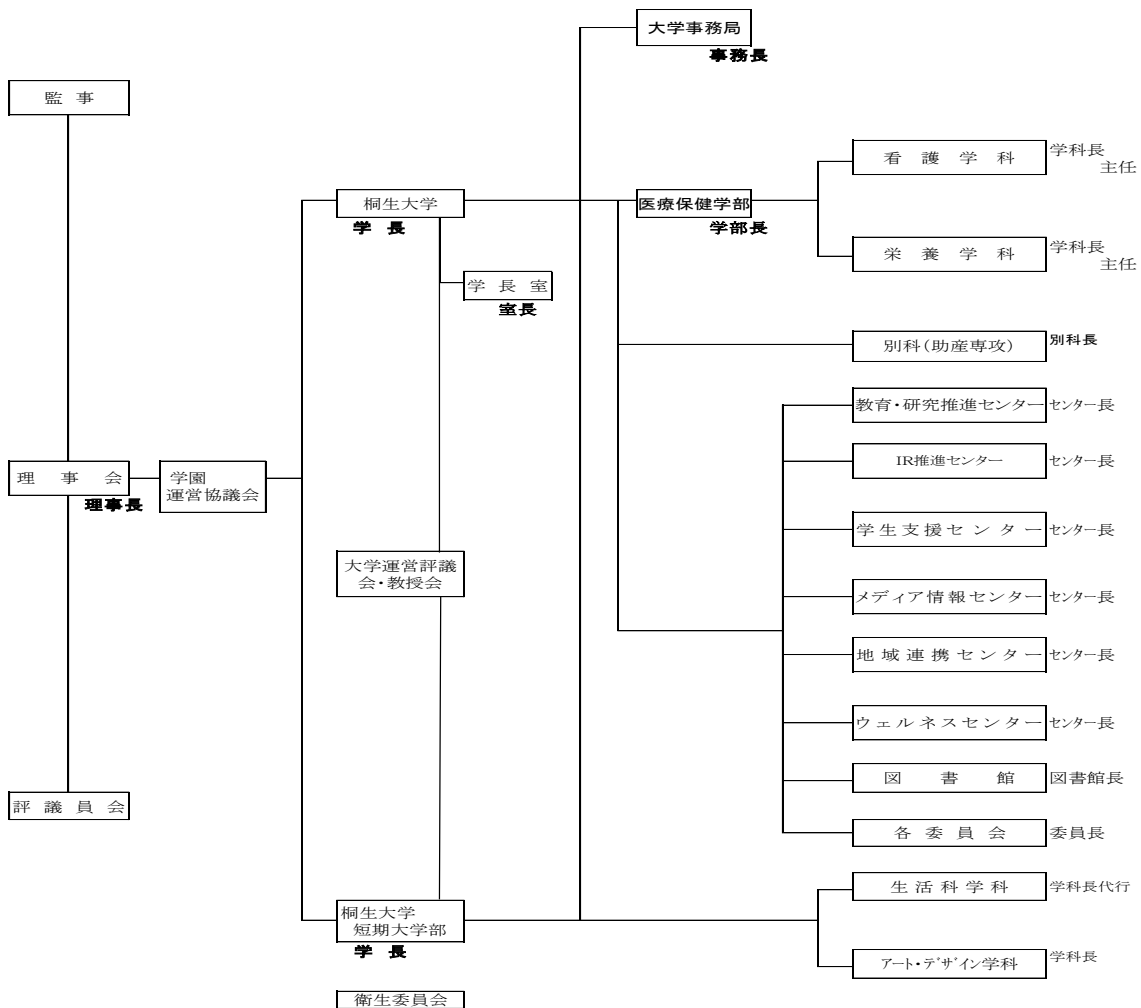
学生生活支援のための組織としては、学生支援センター、ウェルネスセンター、メディア情報センター、地域連携センター、さらには図書館やレストランが設置されている。この中でとくに学生支援センターは、学生の就職に係る部署でもあり就職先リストの整理、履歴書類の書式の整備、あるいはキャリアガイダンスを企画実施するなど、学科の特性も考慮した就職支援を通して、学生が目指す進路に適切な方向付けを示すよう取り組んでいる。またウェルネスセンターは、学内で学生の体調不良が生じた際に応急対応し、また、学生健康診断の実施を通して学生の健康管理に寄与している。メディア情報センターは、学生に対しては学内の PC 使用の際の ID や PW 発行を行ったり、各教室に備え付けられている機器機材が不調の際はそのメンテナンスを行うこともある。レストランでは、学生の健康に配慮した食事提供を行うなど、学生生活の様々な側面から学生を支援し、それにより学生の学習成果をできるだけ高めるよう配慮している。これらの各センター等の分掌する事務の内容についても、組織事務分掌規程に定められている。

桐生大学短期大学部

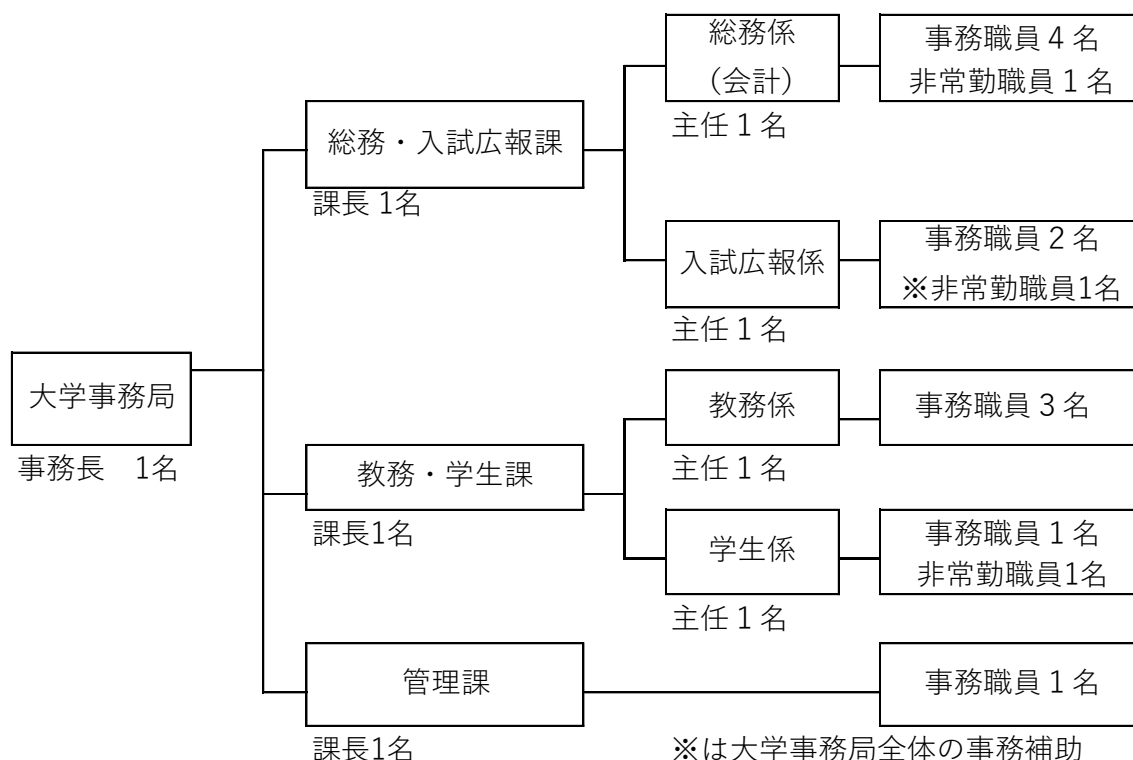
事務組織の各課各係は、本学の施設の中央に位置する 4 号館に集中して設置され、総務係、教務係、学生係、管理課、入試広報係の部署ごとに事務室に配置されている。事務職員 1 人 1 台の PC を利用することができ、また各個人のメールアドレスを割り当てている。また、外線にも直通する内線電話もほぼ各事務職員に 1 台割り当てており、必要な事務を遂行するのに十分な備品を備えている。コピー機も各係にほぼ 1 台割り当てられている。

防災及び危機管理への対応としては、危機管理委員会を中心として組織的対応を定めている。学生が持つ「学生生活ハンドブック」にも、危機管理概要が示されており、教職員、学生等共通の地震発生時そして火災発生時の初動マニュアル、及び災害対策マニュアルと事故・事件時の危機管理連絡網が図示されている。

情報セキュリティ対策については、メディア情報センター、情報セキュリティ委員会を中心に法人事務局とも連携をして、学園全体で組織的な対応を行っている。



図Ⅲ-A-1 桐生大学・桐生大学短期大学部学務組織



図Ⅲ-A-2 桐生大学・桐生大学短期大学部事務組織図

SD 活動に関する詳細な規程は、現状では整備していないが、職員はその能力や技術向上のために努力する必要があるとされており、職員の資質・能力向上の機会を提供している。入職時には、初任者研修会を実施し、大学職員として必要な基本的知識、学内組織・諸規程に関する内部研修を実施している。入職後は、定期的に SD 研修会を実施し、また外部団体主催の事務職員研修会に担当者を出席させ、事務職員の能力開発及び日常事務処理の効率化に努めている。近年では、新任の事務職員として入職する人材に限らず、本学以外で大学事務組織に所属し事務業務に携わっていた人材が入職することも増えているため、たとえば他大学の SD 研修会の状況を参考にしながら職員としての資質向上を検討するといった視点を SD 研修に取り入れることもある。また研修とは別に、事務局では、各課各係における日々の業務における事務職員の意思疎通のためのミーティングを行う他に、事務長及び各課長による連絡会を実施して、相互の情報共有と課題への対応を行っている。

(b) 課題

学生サービスの向上の観点から、ネットによる証明書等の交付申請、ホームページや SNS による本学からの情報提供を進めるなど、事務処理のシステム化・電子化を進めているが、学生間の情報機器に関する環境格差という課題もあり、なかなかスムーズに進展していないのが現状である。

事務組織は、教職協働で運営されており、教員が事務局の担当者となることで、学生のニーズを適確にくみ上げることができるというメリットがあるが、近年の事務の情報化・多様化という課題に対応するため、専門的知識を有する事務職員の配置を進めてきている。今後は、委員会と事務組織の連携を活用することで、教職協働のメリットを残しつつ、事務の専門化に対応していくよう計画している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

□ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関しては、「学校法人桐丘学園就業規則」で規定しており、その他の就業に関する諸規程と合わせて、教職員は事務局で閲覧することが可能となっている。就業規則及び就業に関する諸規程について、変更が生じた場合には、教職員全体会議で法人事務局より告知するとともに、全教職員に対して変更内容をメールで配信している。

教員については、出勤簿への押印及び学内の共有フォルダに就業予定を記載することで就業管理をしているが、職員については出勤簿への押印及び出退勤時刻の記載により管理している。教員の就業時間については、担当授業時間・その他の業務との関係で出退勤時刻をずらすことを認めており、職員については、学生対応のため、遅番として1時間勤務時間をずらした当番職員を置くことにしており、それにより、労働基準法その他の就業に関する法令及び本学園の就業規則その他の諸規程を遵守している。

(b) 課題

本学に限らず、大学・短期大学については、事務処理に係る業務については、時期による業務量の差が大きい。前述の事務分掌の相互サポート体制により、部署ごとの業務の均等化を図ったり、より計画的な事務処理の前倒しにより、多少はその課題を克服することは可能であるが、今後は、年間での変形労働時間制の導入や臨時職員の活用等の施策も検討の上、必要があれば活用して、繁忙期でも学生サービスの質を落とすことなく、また法令や就業に関する規程の遵守を続けられるよう努めたい。

□ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

各学科とも専攻分野や年齢構成に配慮し、将来を見据えた教員及び補助教員等採用計画を検討・立案していく必要がある。

生活科学科の教員については、多くの教員が短期大学設置基準や本学の新任教員採用規程だけでなく、栄養士養成施設の教員としての要件を満たさなければならず、厳しい条件の実務経験や教育経験が必要とされている。教育経験は、通常、担当科目に係る内容を含む実務経験・教育実績が5年以上あることが必要とされ、また担当科目分野に係る論文、学会発表、講演等の研究実績も同様に求められる。これらは栄養士養成施設の教員としてみなされるためには現状において不可欠な条件とされるものであり、本学の栄養士養成課程に係る教員はそれを満たすとみなされている。現員の研究教育実績を更に積むことにより教員育成について力を入れつつ、同時に、今後の教員配置について採用計画を実施していく必要がある。

アート・デザイン学科の教員については、栄養士養成施設のような厳密な実務経験や教育実績を求められるわけではないが、短期大学設置基準を満たす人的資源の確保、及び学修成果の一層の向上をはかるための教員組織体制の強化を常に念頭において検討していく必要がある。

また、研究成果が地域社会との連携や地域への貢献に寄与し得るように、研究成果の公表や行政・企業への研究成果情報の提供を進めていきたい。行政や企業の依頼による連携・地域貢献にとどまらず、効果的な情報発信により、より積極的に企業連携・地域貢献に尽くしていきたい。

さらに、より多くの教員が外部資金を獲得することが可能となるよう、事務局の支援体制を整備していきたい。この点について、まずは研究推進の教員組織をサポートする専任の職員を置くようにしたい。将来的には、研究に関する外部資金を取り扱う部署を事務組織に位置づけることも検討したいと考えている。

本学の利点である教職協働のしくみは残しつつも、事務内容の専門化・情報化に対応できるよう、スペシャリストとしての事務職員を徐々に増やしていきたい。そうした専門化・情報化に対応しうるよう、日本短期大学協会の研修等、外部研修の機会を活用していきたい。

教員の教育・研究のための能力向上に係るFD活動については、学生の授業評価アンケートの活用、学科会議でのFD活動、教員の業績報告書を活用した自己点検を中

心に実施していくが、今後は学生の主体的活動を促すような学習支援を FD 活動により、押し進めていきたい。

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

□ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

桐生大学短期大学部の校地・校舎の面積と短期大学設置基準上の面積は下記の通りであり、校地・校舎いずれも基準を大きく上回っており、教育環境として適切であると考えます。

学生は体育館において、体育の授業及び運動系のサークル活動を実施しており、活動には支障を生じていない。1 階がレストランとなっている 11 号館および図書館がある 2 号館にはエレベーターが設けられ、障害者対応のトイレも設置されている。1 号館には、車椅子用のスロープが設けられている。

生活科学科の授業で主に利用している校舎は 9 号館であり、そこには 80 人以上収容できる講義室が 3 室と 60 人程度収容できる講義室が 1 室、語学演習室、情報演習室、調理実習室、2 つの試食室を設置している。講義室の内 1 室は、アート・デザイン学科と共用で利用している。語学演習室、情報処理演習室も大学の医療保健学部・アート・デザイン学科と一部利用している。さらに生活科学科は、4 号館の理化学実験室と食品加工実習室を医療保健学部栄養学科と共用している。また、4 号館の 40 人程度収容できる教室 2 部屋をアート・デザイン学科と共用している。アート・デザイン学科の授業で主に使用している校舎は、1 号館と 5 号館である。1 号館 1 階には主に絵画などを制作する実習室とコンピュータ室、2 階には実習室とゼミ室、3 階はコンピュータ実習室とインテリア・空間、ファッション・造形を専門に学ぶ実習室を備えている。5 号館には、木工や、彫塑などを学ぶ実習室 3 室を設置している。他に生活科学科と共用している 9 号館の 1 教室、4 号館の 2 教室を利用しており、十分な施設が整備されている。

表Ⅲ-B-2 桐生大学・桐生大学短期大学部図書館における図書・学術雑誌数令和元年度

学科・専攻課程	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資 料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)					
生活科学科	3,504[111]	9[0]	0	12	0	0
アート・デザイン学科	1,158[22]	0	0	54	0	0
共通	23,002[2,871]	0	0	668		
計	27,664[3,004]	9[0]	0	734	0	0

購入図書の選定については、「桐生大学・短期大学部図書館図書管理細則」に基づいて実施しており、「教職員が希望するもの」、「学生が希望するもの」「図書館職員が希望するもの」のうち、予算を考慮して、館長が行うこととなっている。購入は年 2 回、上記の手続に従って、実施している。それとは別に、教員が研究費を利用して購入した研究図書についても、図書館において、蔵書登録をして管理している。

図書の廃棄については、図書管理細則に基づき、次の「1. 紛失確認後 4 年を経過したもの。2. 破損、汚損、消耗等の度が甚だしく、補修不能と認められるもの。3. 図書として利用価値を失ったと認められるもの。4. その他、館長が除籍を適当と認めたもの。」のいずれかの項目に該当する資料について、除籍、廃棄を行っている。また、一般大衆誌（流行ファッション誌等）については、バックナンバーを過去 1 年間保管し、それ以前については自動的に除籍を行っている。除籍を行った資料に関しては、リサイクルコーナーに配置し、1 ヶ月経過してもリサイクルコーナーに残ったものを廃棄している。

(b) 課題

校舎・校地については、比較的余裕のあるものとなっているが、講義室・演習室・実習室の他、学生の学習・滞在場所について、有効な活用ができていないか、定期的に検証していく必要がある。主体的な学習のための学生支援のためアクティブ・ラーニング・スペースを設置することとして、整備を進めているが、講義用教室を十分に設置しているので、授業以外での主体的な学習のために活用を検討したい。

図書、AV 資料については、教職員及び学生の希望を取り入れて、蔵書・資料を整備してきているが、すでに学生が教科書等を購入していることもあり、授業と連動した参考となる蔵書・資料がやや不足している傾向がある。

〔区分 基準Ⅲ・B・2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

□ 基準Ⅲ・B・2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、「学校法人桐丘学園経理規程」において、財務諸規程を定めている。また、固定資産や物品等の維持管理については、「学校法人桐丘学園固定資産及び物品管理規程」に基づき適切な維持管理を行っている。

火災・地震対策、防犯対策としては、学部と共用の「桐生大学危機管理マニュアル」を定め、危機に対する「予防対応」及び「危機管理」について規定している。また、特に「防災マニュアル」「応急処置マニュアル」「不審者対応マニュアル」も別に定めている。また、校外実習時における危機管理の対応についても、別に定めている。また、本学の所在市であるみどり市と「災害時における協力体制に関する基本協定」を締結し、本学周辺地域における災害対応拠点として、学生を含めた地域住民を対象とする災害対応体制を整備している。また、三国コカコーラ・ボトリング株式会社と「緊急災害時における飲料提供に関する覚書」を締結し、緊急災害時に必要な飲料の確保を図っている。

火災・地震対策としては、原則として年一回後期開始時期に、防災訓練を実施し、避難訓練と消火器の使い方の訓練、消防署職員等に防災講話を実施している。防犯対策としては、犯罪被害者講演会と群馬県警の担当者による防犯セミナーを原則として前期中に年一回開催している。なお、防犯対策については、大学生生活に慣れていない1年生については、全員出席するように指導している。桐生大学及び桐生大学短期大学部では、環境に関する国際標準規格 ISO14001 の認証を受けている。本規格については、大学設置(2008年)以前から認証を受けており、環境保全は本学の教育活動における重要な方針と位置づけられている。本規格の環境方針として「地球環境に配慮した大学運営」を掲げ、さまざまなグリーン・エコ活動を実践している。具体的な活動として、次のものが挙げられる。第一に、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行い、自然エネルギーを活用し、地球温暖化対策に寄与している。第二に、ゴミの分別・廃棄手順を定め、ゴミを種類ごとに収集し、ゴミの減量化を図っている。第三に、環境教育を推進している。課外講座として、毎年、環境教育講演会を実施し、またカリキュラム内にも環境に関わる科目を設置し、環境に係る科目修得者に対しては、本学独自の資格である「環境マネージャー」を授与している。

コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策については、メディア情報センターと法人事務局が連携をしながら行っている。学内で整備している PC はすべてウィルス対策ソフトを導入しており、インターネットへのアクセスについては、ファイアウォールを

設置して、不正アクセスを防止している。また、メールの学外からの送信についてはグループウェアのみからに制限をし、送受信されたメールすべてをウイルスチェックしている。学内のネットワークへの接続は、すべて MAC アドレスを記録し、どの機器が接続しているかを把握でき、また、学内 LAN については学生系と教員系、事務系、無線 LAN 系でセグメントを分けて、セキュリティを強化している。

(b) 課題

東日本大震災以降、防災対策や日常的な施設点検等による災害への備えは確実に進んできている。防犯対策についても、講演の他、クラス指導、掲示等で学生への注意喚起を行ってきている。不審者の侵入対策など物理的な対策も必要と考える。学生の安全対策としては、本学の場合、自動車通学者が多く、また、免許取得から間もない学生が多いため、交通安全対策が課題である。

環境に関する国際標準規格 ISO14001 の認証ということが定着しているせいか、学生の学内での環境への意識は高いものとなっている。そうした学生の学内での活動を家庭・職場につなげられているかは不透明である。

□ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

学生の主体的な学習場所として、アクティブ・ラーニング・スペースを整備しているが、より有効な施設利用のため、比較的余裕のある空き教室の利用を促していきたい。検討の結果、必要であれば、主体的学習に必要な情報機器や備品等についての講義室への設置も実施していきたい。

図書や AV 資料については、授業の参考図書が不足している傾向があるので、シラバスに記載している参考図書を優先的に整備する仕組みを作るなど、改善していきたい。

防犯対策については、学生への注意喚起だけでなく物理的な対策を施していきたい。今年度は、防犯カメラの設置により、不審者の侵入を物理的に未然に防ぐための方策を実施する予定である。また、交通安全対策については、交通安全指導を実施していきたい。交通ルールの遵守等の指導だけでなく、交通事故の責任、自動車運転において注意すべき点等についての交通安全教育を少なくとも自動車通学者については、実施していきたい。

環境に関する国際標準規格 ISO14001 の認証により、本学の環境保全対策は一步進んだものとなっているが、ここ数年、物理的な省エネ化として、LED 照明への切り替えを実施しているが、それをさらに進めていきたい。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

□ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科では、専門的な技術の取得に必要な実習が行える実習室が整備されている。それらの実習室では、映像機器やシミュレーション教材、模型教材などを活用した実習を行えるものもあり、学生の技術習得に役立っている。一方で、すべての講義室ではプロジェクタとスクリーン、ネットワークに接続可能なコンピュータを活用した授業ができる環境となっている。またホワイトボードやマイク（一部はワイヤレス）なども整備されており、さらに多くの教室ではビデオ映像を映し出すことも可能となっている。近年、受講環境の整備には力を入れ、各講義室にあるプロジェクタを入れ替え、スクリーンも変え、後部座席の学生からも映像がわかるように改善した。また多くの講義室・演習室・実習室では、無線 LAN を使用できる環境があるため、ノート PC やタブレット端末を持ち込むことで情報収集なども行え、教室に設置してあるプロジェクタを利用すればプレゼンテーションも可能となっている。

コンピュータ演習室にはコンピュータが設置され、授業で活用されている。これらの教室には複合機が設置されており、授業に関連する内容であれば自由に印刷が可能となっている。その他、語学演習室にもコンピュータが設置されており、CALL システムを用いた語学学習が可能となっているため、学生のスピーキング、ヒアリング能力の向上に役立っている。これら教室の管理は教務係で、プロジェクタ、コンピュータ機器についてはメディア情報センターで管理を行っている。コンピュータなどリース契約で整備している機器については、リース契約の満了時には、最新機種への入れ替えなどを計画している。その他の機器についても年を一つの目安にして入れ替えを計画している。

(b) 課題

コンピュータ及び周辺機器については、技術革新により性能の向上が著しい。リース期間や 5 年間という期限では、十分な対応ができにくくなってきており、状況に応じた対応が必要である。学生の主体的学習のための教材として電子教科書やその他の電子化された教材が出てきており、そうした教材も取り入れていく必要が出てきている。また、職場の電子化に合わせた教材も取り入れていく必要が出てくると思われる。

テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

コンピュータ及び周辺機器については、リース期間や期限を待たずに新たな必要性が生じる可能性を考慮して、整備計画及びそれに伴う予算措置を取っていきたい。学生個人の教材の電子化や情報化については、それに対応しうる情報機器等の必要性を精査して、必要があれば、学生募集の段階から十分に告知をして導入できるよう、検討を進めたい。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

□ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

過去 3 年間の法人全体の基本金組入前当年度収支差額はいずれもプラスとなっている。一方、短期大学部のみの基本金組入前当年度収支差額については、平成 29 年度 6,656 万円、平成 30 年度 2,715 万円、令和元年度は 7,900 万円の支出超過となっている。なお、大学・短期大学部をあわせた基本金組入前当年度収支差額は、いずれもプラスとなっている。

貸借対照表の状況については、本法人は無借金経営であり全く問題ない。学校法人全体の財政状況においては、同じ敷地に位置している短期大学部と大学の収支を一体として捉えているため、短期大学部の存続について、すぐに問題が生じることはない。

資産運用については「学校法人桐丘学園資産運用規程」を整備し、「元本返還が確実にあり、資産の流動性、効率性を確保した方法で行う」という基本方針に基づき実施されており、適切である。令和元年度の短期大学部の教育研究経費の経常収入に占める割合を示す教育研究経費比率は 35.7%であり、過去 3 年間とも 35%を超える水準となっており、教育研究活動の維持・向上の面からは適切なものとなっている。

教育研究用の施設設備及び図書等は、大学との共用となっているものもあるが、設置基準を満たしており、また短期大学部専用の施設設備及び図書についても、毎年度適切な予算配分がなされている。

定員充足率は、アート・デザイン学科については 111%であるが、生活科学科については 93%となっており、ここ 2 年は定員充足できていない状況にある。短期大学部の事業活動収支差額比率は過去 3 年間については、マイナスになっている。両学科の定員充足率が 100%を超えなかったことが原因の 1 つであるが、生活科学科の規模の小ささもまた原因の 1 つと考えられる。

(b) 課題

短期大学部は平成 20 年に桐生大学を設置した際に定員減を行ったが、地域社会のニーズや本学周辺地域の受験生のニーズに応えるため、継続して地域社会の短期の高等教育機関として教育活動にあたってきた。特に生活科学科については、長い歴史を有する栄養士養成施設であるため、4 年制の桐生大学栄養学科に進学する余裕のない栄養士業務従事希望者の受け皿となってきた。そのため、規模が小さく、事業活動収支差額比率がマイナスとなる要因となっている。近年、入学定員の確保と不要な経費削減のための努力を行ってきたが、短期大学部単体での事業活動収支差額比率を改善するため、定員増もしくは新学科の設置について昨年度より検討を進めている。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

□ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は昭和 38 年 4 月に短期大学が開設されて以降、50 年以上の歴史を持っており、「食物栄養」、「デザイン」に関する高等教育機関として地域社会に認知され、また多数の卒業生が地域社会で活躍している。そのため、学生募集についても多少の定員割れがある年もあるが、比較的安定して入学者を確保できている。併設している桐生大学との関係については、生活科学科と同分野である医療保健学部栄養学科とは、一般の大学と併設短大との関係以上の密接な関係を築いている。

両学科とも地域社会での認知度が高いため、地域社会の行政・民間企業との交流が盛んなものとなっている。

経営情報に関しては毎年度、理事会での決算終了後に各学科長に情報提供を行い、学科長を通じて、学科所属の教職員も情報共有をして、大学運営にあっている。

(b) 課題

生活科学科については、栄養士法施行規則で求められる施設・設備、基準教員をそろえなければならない等、さまざまな制約があるが、短期大学部単体の財政状況の改善を図りながらも、継続して地域社会のニーズに応えていきたいと考えている。

アート・デザイン学科については、行政や地域の産業との協力をさらに進め、外部資金の獲得についての計画を進めていきたい。

□ テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の改善計画

ここ数年進めてきた、不要な経費節減を進めるとともに、定員充足率 100%を確保するために効果的な学生募集計画を進めていく必要がある。また、短期大学部単体での財政状況の改善のため、新たな施策による短期大学部の収支改善施策が必要である。

□ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

両学科ともに、「実学実践」の教育方針の下、「栄養」もしくは「デザイン」の専門的知識・技術及び経験を有する教員をそろえなければならず、本学の「教育課程の基本方針」に適した教員を確保することは容易ではない。特に、生活科学科は、栄養士法施行規則等の関係法令により、基本的に担当科目に応じた実務経験が必要とされる場合が多い。そのため、財政状況を考慮しながらも、適切な教員採用を実施するため、計画的で慎重な採用を継続的に実施していくよう準備したい。

情報環境や学生の就職環境、その他の社会の環境変化に対応ができ、また有効な学生への学習支援を提供しうる事務職員を育成または採用するよう、SD 研修の充実や適材適所となる新任職員の採用を実施していきたい。

情報化の進展による学習環境の変化に対応するよう、図書の整備、教科書の電子化、職場の電子化に対応できる教材の活用など、情報機器の活用及び情報教育の充実を進めていきたい。

短期大学部単体での財政状況の改善のための、新たな施策である、新学科設置準備もしくは短期大学部定員増を検討する組織として、「企画運営室」を学務組織に位置づけている。新たな施策については、検討を進めており、具体化のための努力を行っている。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

□ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学の管理運営体制は、理事長のリーダーシップの下、建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」にもとづく教育を実施するための体制を確立している。学校法人桐丘学園の管理運営組織は、「学校法人桐丘学園寄附行為」に基づき、適切に運営されている。

理事長は、法人を代表し、その業務を総理するため、理事会を招集し、寄附行為の制定・改廃、財産の管理、法人及び法人の下に設置されている学校の運営に必要な規程等の制定・改廃等を行っている。法人の日常的な業務運営については、理事長の補佐機関として置かれた学園運営協議会で協議している。本会は理事長、法人所属各校の長および常任理事（法人事務局長）等で構成されている。そして、「学園運営協議会規程」第5条により、本会の決定事項について、各所属校の長等は、「適切な措置を講ずる」責務を負うことになっている。また、理事長は、日常業務としては、法人所属各校の運営に関わる具体的な重要事項についても、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。学長は、「桐生大学・短期大学部学長選考規程」に基づき、本学の建学の精神及び教育目的・目標を達成するために適した人材を選考している。その手続きは、教授会により選任された構成員による選考委員会が推薦した候補者から、理事会が選考するという仕組みであり、学長は教学・経営の両面から信任を得て就任していることとなる。

学長は、大学運営評議会の議長を通じて、本学の教育・研究活動の充実をはかり、発展に寄与するよう、短期大学部の運営を主導している。また、教育研究に関する重要事項を審議するための機関である教授会について、学長は議長を務め、教授会の議論を尊重しながら、教育研究に関する事項の最終決定を行っている。

監事は、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することになっている。その職務は、法人の業務監査と、また法人の財産状況の監督である。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出することを責務としている。寄附行為第15条第4号では、監査の結果、不正、法令・寄附行為違反の重大な事実がある場合、文部科学大臣、理事会・評議員会に報告する義務を負っている。なお、現在、業務及び財産状況の監査は定期的に適正に実施されている。

また、本学園では、監査機能のガバナンス強化のため、「学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程」に基づき、学園全体で、半期に一回、業務点検の実施と監督を行うこととしている。短期大学部の学科及び事務組織の課、各センター等の各部署について、当該

組織の長が、担当部署の業務が適正に運営・処理されているか、業務点検を実施している。そこで、改善事項があった場合、所属長が改善計画を立案し、実施することとなっている。さらに、法人には内部監査室を設置し、業務監査の適切性を精査・検証し、全学的な観点から報告することとなっている。

桐丘学園寄附行為第 23 条に定める重要事項（予算・借入金等、事業計画、予算外様式 9—基準Ⅳ義務負担又は権利放棄、寄附行為の変更、合併、等）については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、評議員会によるチェックが規定されている。

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

□ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人としての業務運営を実施する機関である理事長は常勤であり、定期的に各所属校及び法人事務局から経営面や教学面など全般にわたる報告を受け、それについて協議を行っている。特に、定期的（原則として月 1 回以上）に開催されている学園運営協議会においては、理事長が法人及び各校の現状と課題を把握することができ、その結果、日常的な業務運営を適切かつ円滑に執行することが可能となっている。さらに、理事長は、短期大学部の教学面や管理運営に関わる具体的な重要事項についても、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。

理事会は、学園の最高意思決定機関であり、「学校法人桐丘学園寄附行為」第 16 条第 2 項により「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」権限・責務を担っている。理事会は原則として年 5 回開催され、理事長が招集し、議長を務め、学園の重要案件を審議している。毎年 3 月の理事会では、事業計画及び予算審議が行われ、5 月の理事会では事業報告、収支決算及び監査報告を審議している。それ以外の時期に開催される理事会についても、「学校法人桐丘学園理事会・評議員会規則」に基づき、適切に運営されている。委任状については、議案ごとに賛否を表明することとなっており、欠席者があつた場合でも意思確認は明確なものとなっている。

理事は、本学園寄附行為により、学園所属の各学校の長、評議員の互選、学識経験者より、選任されることとなっており、私立学校法第 38 条の規定に沿った構成員となっている。いずれも本学園の建学の精神を十分に理解し、健全経営についての学識及び見識を有

している構成員である。また、寄附行為には、役員解任および退任に関する規程を設けており、当該規程には、学校教育法第 9 条の趣旨が反映されている。

(b) 課題

短期大学を取り巻く状況が厳しくなっている現在、地域社会のニーズや学生動向に対して、柔軟に対応していく必要がある。学園の基本方針を決定する理事会では、機動的に対応することが難しいケースもありうるため、理事長のリーダーシップと理事長の補佐機関である学園運営協議会の役割が重要なものとなっている。

□ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

法人全体の業務を総理する理事長が、学園の管理運営の充実・改善のための決定を行うには、法人所属各校に関する重要な情報を把握することが必要である。そのためには、学園所属各校の長である理事との密接なコミュニケーションが必要であり、また、そのための場でもある学園運営協議会の役割は重要である。理事長がリーダーシップを発揮しうるように常任理事（法人事務局長）において、さらなる体制整備を行っている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

□ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

桐生大学短期大学部学則は、第 47 条第 1 項第 1 号で「学長は、本学を統括しこれを代表する」と規定している。学長は、桐生大学短期大学部の重要事項を審議するために学則第 48 条に基づき設置されている大学運営評議会を招集し、議長となり、本学の組織運営に関する事項や人事に関する事項、将来計画に関する事項等の審議を主導する。また、学則第 49 条に基づき教育研究に関する重要事項を審議するための組織として設置されている教授会についても、学長が招集し、議長となることとされている。教授会は、学生の身分や教育課程に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べることとされている。学長は短期大学部教授会の意見を参酌して、教育研究に関する事項の最終決定を行っている。また、学長は、教授会が設置した委員会の委員長から定期的に報告を受け、必要に応じて適切な指示・諮問等を行っている。

学長の選考は、「桐生大学・短期大学部学長選考規程」に基づき理事会によって行われるが、その手続きの過程は、まず教授会により選任された選考委員会が候補者を推薦することとなっており、次に、その候補者について理事会が選考するという仕組みである。し

たがって、学長は教学・経営の両面から信任を得て就任していることとなる。学長の選考においては、人格が高潔で学識に優れていること、本学の建学の精神に対し深い理解のあることを重要な要件としており、学長は人格・学識・本学への理解について、優れている者である。学長は、大学運営評議会・教授会を主宰し、また日常的な短期大学部教務に関する意思決定において、教学面での適切なリーダーシップを発揮しているだけでなく、法人の理事として構成員になっている理事会・評議員会において、大学の代表者として、学園全体の運営に参画している。さらに、学園運営協議会の一員として、学園としての課題に対処している。このように、教学・法人の両面において、バランスよく適切にリーダーシップを発揮している。また、学長も理事長と同様に、短期大学部の教学面や管理運営に関わる具体的な重要事項について、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。

教授会は、短期大学部の教育研究・学生生活支援等の活動における重要事項について審議して、学長の意思決定に寄与している。教授会の構成員は、学則第 49 条第 2 項により「(1)教授、(2)准教授、(3)学長が指名する者」と規定されており、(3)については、教授会から事前に示された議案に係る、教授会により設置が認められた委員会の長等で(1)(2)以外の者を、学長が指名する場合である。教授会は、学則第 49 条第 3 項により「1.規程等の制定及び改廃に関する事項、2.学生の入学・卒業並びに除籍に関する事項、3.単位の認定に関する事項、4.研究生・聴講生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項、5.教育課程の編成及び試験に関する事項、6.学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項、7.学長の諮問した事項、8.その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項」を審議すると規定されており、「学生の入学及び卒業」等の事項を中心に、教育課程、厚生補導等の重要な事項について審議して、学長の意思決定に寄与している。教授会は、原則として月 1 回開催される。また、教授会により設置が認められた委員会が、各委員会規程に基づき、その所掌する範囲内で、教育、研究、学生生活に関する事項について、審議を行い、学長の意思決定に寄与している。

学長は、教授会事務担当者に命じて、事前に教授会通知を教授会構成員にメールにて送信し、審議事項及び事前資料を通知している。教授会は、「桐生大学短期大学部教授会規程」に基づいて運営されている。学部教授会と密接に関係する事がらが多いため、学部教授会に短期大学部教授会の構成員がオブザーバーとして出席し、また短期大学部教授会に学部教授会構成員がオブザーバーとして出席していることが多い。教授会議事録は、次回の教授会までに「共有フォルダ」に掲載することとしており、教授会構成員以外の専任教員も教授会の審議過程を知ることが可能となっている。入試、教育課程、学位授与判定に

係る教授会審議においては、3つの方針に基づいて実施しており、教授会構成員は3つの方針を十分に理解している。

各委員会は、教授会の下に置かれているが、大学・短期大学部を併せてもさほど規模が大きくないため、大学・短期大学部合同委員会として活動している。各委員会規程は教授会の審議を経たものであり、また各委員会での審議事項のうち教育研究・学生生活支援等の活動に関するものは、教授会で審議されることとなっている。

学長が大学運営の意思決定するために、学内の諸情報を得て、適正な判断しリーダーシップを発揮するための補佐体制として桐生大学 大学運営評議会（以下運営評議会）が設置されている。運営評議会は学長のリーダーシップのもと、副学長、学部長および学長が指名した者で構成されている。運営評議会は、本学の重要事項を審議することを目的とし、原則月1回開催される。学長が議長となり次の事項について審議する。1 教育及び研究活動の基本に関する事項、2 大学の組織及び運営に関する事項、3 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、4 教員人事に関する事項、5 大学の将来計画に関する事項、6 学年歴及び全学的行事に関する事項学年歴及び全学的行事に関する事項、7 入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項針に関する事項、8 教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項、9 学生の厚生補導の基本に関する事項学生の厚生補導の基本に関する事項、10 学生の賞罰の基本に関する事項学生の賞罰の基本に関する事項、11 学長から諮問された事項学長から諮問された事項、12 教授会から提案又は付託された事項教授会から提案又は付託された事項、13 その他必要な事項その他必要な事項。

このように、学長は、主に大学運営評議会及び教授会を通じて、短期大学部教員の意見を吸い上げ、短期大学部の運営のための決定を行い、また学園運営協議会及び理事会等で法人と意見を調整しながら、短期大学部の運営に関して、適切なリーダーシップを発揮している。

(b) 課題

短期大学部全体でも180名の収容定員であり、専任教員数も12名と、規模が小さいものであるため、委員会運営は大学と合同で実施している。それでも、近年の教育研究環境の進展により、さまざまな課題を委員会で取り扱わなければならない、求められる課題に対応するため、委員会数が増え続けている。委員会数が増えても、教員数はさほど変化しないため、委員会の活動が停滞してしまう傾向にある。現在、学長の主導により、委員会改革を検討しているところである。

□ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

短期大学部の運営に係る大学運営評議会と、短期大学の教育研究に係る教授会の学長を補佐する機能は適切に働いているが、個別課題を検討する委員会の活性化が現在の課題である。委員会の選択と集約を視野に入れた再編と、役割・権限の再定義について、学長を中心に進めているところである。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

□ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、寄附行為に基づき、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。その職務は、法人の業務監査と、また法人の財産状況の監督である。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出することを責務としている。現状は、毎会計年ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後の毎年 5 月の理事会及び評議員会に当該報告を行なっている。また、寄附行為第 15 条第 4 号では、監査の結果、不正、法令・寄附行為違反の重大な事実がある場合、文部科学大臣、理事会・評議員会に報告する義務を負っている。

(b) 課題

監事の学校法人の業務及び財産の状況に対する監査項目は多岐にあたり、実情を把握するのが難しいものとなっている。そのため、監事の下部機関として内部監査室を設置し、監事の職務を支援するために学校法人業務の管理・財務・教務に関し内部監査室において適切に執行されているか調査し報告することとしている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

□ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、桐丘学園寄附行為第 23 条に定める重要事項(予算・借入金等、事業計画、予算外義務負担又は権利放棄、寄附行為の変更、合併、等)について、理事長が意見を聞かなければならない諮問機関として位置づけられており、私立学校法第 42 条の規定に沿ったものとなっている。現在、評議員は寄附行為の規定に従った 15 名であり、理事 6 名の 2 倍を超える構成員となっている。

(b) 課題

非常勤の評議員については、学校法人の運営状況について、各学校の長や職員から選任された評議員に比較すると情報が少なくなる可能性がある。今後も定期的な情報提供を心掛けていきたい。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

□ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学園では、2016年度から2030年度にかけて、5年刻みで三期の中長期経営計画を作成することとしており、現在は第一次中期経営計画に基づき、毎年度の事業計画と予算を決定している。

事業計画および予算決定のプロセスは以下の通りである。まず、次年度予算編成方針(基本方針、予算編成の原則、配分の考え方等)を策定し、各学科の長、各事務部門及び各センターの長に、予算編成説明会を行なっている。その後、各部門の長から大学・短期大学部事務局に、次年度の活動計画書および予算申請書が提出される。申請のあった内容についてまず、学校内審議を行ない、その後、法人と大学・短期大学部で予算審議会議および予算決定会議を行い、当初予算案を作成し、3月の評議員会・理事会に予算案を提出している。

理事会での予算成立後、各学科、事務局各課等には、予算決定通知書が配布され、それに基づいて予算が執行される。予算の執行にあたっては、起案書に予算決定通知書、見積書、予算区分ごとの残金表を添付して申請することとなっており、事務長、学長、法人経理責任者、理事長等の決裁を経て執行されている。計算書類は、私立学校振興助成法に基づき、年度ごとに適正に作成しており、また学校法人会計基準に従った適正な内容となっている。財産目録は、私立学校法第47条に基づいて適正に作成している。

公認会計士は、決算監査の実施だけでなく、期中においても、監事及び経理責任者である法人財務部長の情報提供や求めに応じて、適切な助言を行っており、監事及び法人財務課長を通じて、助言内容を共有し、対策を講じている。

資産及び有価証券を含む資金の管理と運用は、法人事務局財務部において資産等の管理台帳を備え付け、資金出納帳等を作成し、適切な管理を行なっている。

寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

本学園の財務情報は、学校教育施行規則、私立学校法の規定に基づき、ホームページに掲載するとともに大学・短期大学部の広報誌である「桐生大学報」に掲載しており、財務情報関係書類については法人事務局に備え付けられており、閲覧することができるようになっている。

短期大学部の教育情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める内容について、ホームページで公開している。

(b) 課題

今年度予算より、部門別の予算申請書に活動計画に予算が連動するような記載とするようにしたので、計画および予算の執行状況について点検を行ない有効な運営を行う。

□ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

予算編成から内定までの流れは、明確なものとなってきているので、学園の事業計画策定・予算方針の決定から各部門の事業計画の策定・予算案の申請について完成度を高めるため、また、次年度の事業計画・予算案に生かすための、期中での事業計画と予算との関係についての検証を促していきたい。

□ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長の下で、理事会が迅速で的確な意思決定を行っていくためには、学園を取り巻く教育環境について、的確な情報収集と関係組織間での情報共有・課題共有がますます重要となっている。そのために、学園運営協議会のさらなる有効活用を図っていきたい。

短期大学部のガバナンス改善の優先課題としては、教授会の下に置かれた委員会の検討・再編が挙げられる。現状では、まず事務職員による委員会への支援体制を強化して、委員会の活性化を図っているが、次の段階では、個々の委員会の業務内容の見直しをした上で、必要があれば選択と集約に取り組んでいきたい。

内部監査室を置いて監事機能の強化を図ってきているが、コンプライアンスの観点から、期中でも監査に係る情報を提供する等、非常勤の監事との連携をさらに円滑なものとし、監事機能のさらなる充実を図っていきたい。

◇ 基準IVについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】

基準（1）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

本学は地域社会に貢献すべく、公開講座や市民講座、また、聴講生制度、科目等履修生度などで正規授業を解放し、地域社会の生涯学習のニーズに対応している。

「公開講座」は、毎年著名人を招聘し、無料で市民に開放しており、多くの聴講希望で賑わっている。また、本学の位置するみどり市との連携事業として「健康講座」も毎年開催しており、栄養やアート・デザイン等の側面からさまざまな講座を開設している。聴講生や科目等履修生は、多くの正規授業を解放し、近隣の受講者（みどり市住民）には減免措置をするなどして受講生を募っている。

(b) 課題

「公開講座」「健康講座」などは多くの市民の参加があり、毎年充実しているが、聴講生や科目等履修生は、まだ地域への周知が不足しており、希望者が少ないのが現状である。みどり市の市内報（広報みどり）や大学ホームページなどへ掲載しているが、地域に浸透していないのが現状で、今後の課題である。

(c) 改善計画

今後の改善として、聴講生や科目等履修生などは、やや敷居が高いと考えられることから、特にアート・デザイン学科において実技を中心とした生涯学習講座を開設し、より気軽に大学で学ぶことのできる環境整備を実施していきたいと考えている。「デッサン講座」「油絵講座」など学科の特性を生かした講座を開設し、親しみのある開放的な大学を目指したいと考えている。また、生活科学科で取得可能な認定資格（医療事務関連資格とピアヘルパー）は、就職へも繋がることなどの利点を理解していただき、早期離職や再就職への手助けとなるように発展したい。また、栄養士の資格を取得できず卒業する学生に対して、次年度確実に栄養士の資格が取得でき、就職へ繋げたい。さらに、広報活動については、広く周知できる方法を検討していきたいと考えている。

基準（2）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 現状

本学は、平成 20 年度に群馬県みどり市と本学で「連携包括協定」を結んでいる。協定を結ぶ以前からみどり市とは活発な交流活動を行っていたが、この協定を機にさらに交流事業が進んでいる。

前述したみどり市民を対象とした「健康講座」の開設や、アート・デザイン学科の特性を生かした連携事業として、みどり市制 10 周年ロゴマークの提案や、みどり市 PR ビデオの制作などの協力をしている。また、地場産業の活性化を目的とした「みどり市ブランド」の協力においては、商品のラベルやパッケージデザインのアドバイスなども行なっている。そのほか、JTB 関東 関東交流文化誘致協議会からの依頼で、旅行者、特に外国人へより分かりやすく関東の名所を伝えるための事業「地域 PR マンガ」の作成協力を行なっている。今後も学生と共に、順次北関東の名所を分かりやすいマンガで紹介していく予定である。また、昨年はスポーツ庁の企画である「スポーツによる地域活性化」事業に採択された。スポーツで地域を活性化している自治体と協力し、その取り組みをマンガ作品にする企画で、半年にわたる制作期間をへて学生と共に完成させることができた。この作品は全国の小中学校に配布されている。他にアート・デザイン学科では地域の産業、行政が求める内容についてリサーチし学外機関と連携しながら企画実行していくフィールドワーク授業を開設している。これまで病院での癒しのアートの提案、地域産業との製品開発、行政との連携事業など様々な企画を実行している。本講座は、実践的な学びにより、専門の学びに対する社会での必要性を体感するとともに、更なる学びの方向性を発見することを目的としている。今後も学科の特性を活かし、地域の産業や、行政などと連携していきたいと考えている。

生活科学科は、みどり市民を対象とした「健康講座」では、健康と食事・食品の安全安心・健康食品と薬など栄養士課程に関わる話題をタイムリーに提供している。桐生市商工会議所主催のイベント（糸やどおりいらっしやいませ）にカフェを開き、学生の手作り焼き菓子とドリンクを提供している。年末には、みどり市社会福祉協議会が一人暮らしのご老人へ「おせち料理」を配食する事業に、両学年の学生がボランティア活動として「おせち料理」作りに参加している。2 年生後期には、「シルバーランチ」と称して、みどり市および桐生市在住の 65 歳以上の方々へ、学生自身が昼食の献立・調理・配食の一連作業を行っている。

(b) 課題

近年、地域社会からの要請がかなり多い状況で、できるだけニーズに応えたいと考えているが、特にアート・デザイン学科は日常的に課題制作にかかる時間も長く、時間的余裕が

あまりない。小規模な短期大学部のため、教職員及び学生の数も少ないことから、過重負担にならないように、連携事業にどこまで応じていくかが課題である。

生活科学科は、栄養士資格取得が大きな学修目標となっていることから、必須科目の縛りが多いため、地域社会への交流を頻繁に行うことが困難である。よって、交流参加内容の質を考慮して活動することが課題である。

(c) 改善計画

交流活動の内容を精査し、取捨選択をはかり、教職員及び学生の過重負担にならないようにしながら推進していきたい。さらに、地域社会への貢献のみにとどまらず、そこからさらに本学に対する理解が深まり、最後に、入学者数の増加につながるという好循環を促すためにも交流先と交流内容については更に検討していく必要がある。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

生活科学科では地域貢献の一環として、年末には、みどり市社会福祉協議会が一人暮らしのご老人へ「おせち料理」を配食する事業に、両学年の学生がボランティア活動として「おせち料理」作りに参加し、地域に貢献している。2年生後期には、「シルバーランチ」と称して、みどり市および桐生市在住の65歳以上の方々へ、学生自身が昼食の献立・調理・配食の一連作業を立案・実行している。その結果、多くの地域住民の方々に喜ばれ、毎年シルバーランチの配食を心待ちにして頂いている。

アート・デザイン学科では、みどり市との連携事業として、毎年夏休みにみどり市の子供達を対象に「こども造形教室」を実施している。1年生から4年生までの募集ではあるが、毎年多くの参加者があり人気を博している。教員の指導のもと、こども造形に関する学習をした学生達のボランティアで実施されている。

(b) 課題

教職員及び学生にとっては、限られた時間での活動となるので、授業との両立という原点に立ち、過重負担にならないように推進していかなければならない。

(c) 改善計画

地域社会からは多くの要請があるが、授業内容とボランティア活動の内容の両方の質の向上をはかり、さらに教職員及び学生の負担を軽減するために、授業とボランティア活動の内容が近い要請を厳選し、貢献していきたい。